

札幌市議会第一部予算特別委員会記録（第4号）

令和8年（2026年）3月6日（金曜日）

●議題 付託案件の審査

●出席委員 31名

委員 長	かんの 太 一	副 委 員 長	わたなべ 泰 行
欠 委 員	勝 木 勇 人	委 員	高 橋 克 朋
委 員	こんどう 和 雄	委 員	細 川 正 人
委 員	よこやま 峰 子	委 員	こじま ゆ み
委 員	伴 良 隆	委 員	松 井 隆 文
委 員	村 松 叶 啓	欠 委 員	三 神 英 彦
委 員	中 川 賢 一	委 員	山 田 一 郎
委 員	ふじわら 広 昭	委 員	村 上 ゆ う こ
委 員	中 村 た け し	委 員	松 原 淳 二
委 員	うるしはら 直 子	委 員	あおい ひろみ
委 員	おんむら 健 太 郎	委 員	森 基 誉 則
委 員	福 田 浩 太 郎	委 員	丸 山 秀 樹
委 員	前 川 隆 史	委 員	熊 谷 誠 一
委 員	小 形 香 織	委 員	太 田 秀 子
委 員	長 屋 い ず み	委 員	坂 元 み ち た か
委 員	山 口 か ず さ	委 員	成 田 祐 樹
委 員	丸 岡 守 幸		

開 議 午後1時

●かんの太一委員長 ただいまから、第一部予算特別委員会を開会いたします。

報告事項であります。勝木委員、三神英彦委員からは、欠席する旨、また、藤田委員からは、中川委員と交代する旨、それぞれ届出がございました。

それでは、議事に入ります。

最初に、第4款環境費第1項環境計画費及び第2項清掃事業費について、一括して質疑を行います。

●山田一郎委員 私からは、分煙環境の整備について、冬季のごみ収集の効率化について、駒岡清掃工場のダウンウォッシュについて、さっぽろ

ヒグマ基本計画改定の方角性と新たな技術の導入について、大きく4点伺います。

まず、分煙環境の整備について伺います。

都心部の喫煙対策について、先日、開催された第2回の検討会にて、大通公園の西側や創成川公園、すすきの地区を追加する喫煙制限区域の拡大案が示されたところであります。受動喫煙防止の観点から、一定の規制、これを設けていくことについては、私も必要な取組であると考えております。特に、ポイ捨て等防止条例の目的の一つである環境美化を実現していくためには、規制を強化したものの、結果として、路上での喫煙やポイ捨てが増えてしまったということになっては、本来の目的を果たすことにはつながらないのではないかと考えているところであります。

こうした点を踏まえ、規制の強化と併せて、分煙環境の整備、これをどのように進めていくかという視点が重要であると考えます。

そこで、まず、質問いたしますが、喫煙所を整備するという分煙の取組が必要であると考えるが、いかがか伺います。

●沼田清掃事業担当部長 喫煙所整備による分煙の取組についてということでございます。

検討会でお示ししました喫煙制限区域の拡大案は、苦情や路上喫煙者が多いところ、観光客や家族連れが多いところ、そして区域図全体として見たときの分かりやすさなどを踏まえて設定したものでございます。これに対しまして、検討会の委員の皆様からは、路上喫煙の取締りや新しいルール周知だけではなく、たばこを吸える場所を確保することで、ルールを守りやすくなるのではないかという意見があったところでございます。

このため、新しい規制の実効性を確保する手段の一つとして、喫煙所の整備も検討してまいりたいと考えているところでございます。

●山田一郎委員 今、答弁でも新しい規制の実効性を確保する手段の一つとして、喫煙所の整備を検討していくという答弁でありました。喫煙所の整備を進めるに当たっては、やはり設置の費用、そして喫煙所内の清掃等、イニシャルコスト、ランニングコストとかかってくる場合でございます。

総務省からは、地方たばこ税を活用した分煙施設の整備に関する通知が出ております。例えばこういった財源を活用するなどして、効率的に整備を進めていくことが求められると考えますが、どのような手法で喫煙所を整備していくつもりなのかを伺います。

●沼田清掃事業担当部長 喫煙所の整備手法についてということでございます。

大通公園の西3丁目及び西5丁目に公共喫煙所がございまして、いずれも民間企業から寄附をいただいたものでございます。

また、すすきの地区におきましては、令和7年

10月に、地元の民間企業による公衆喫煙所が開設されておりまして、周辺の路上喫煙やたばこの吸い殻のポイ捨てが減少したと伺っているところでございます。

今後、喫煙所の整備を検討するに当たっては、このような民間企業などとの連携を通じた方法も含め、公共空間だけではなく、民間空きスペースの活用など、様々な手法を模索してまいりたいと考えているところでございます。

●山田一郎委員 民間の連携ですとか、様々な手法によってという形で、これはうまく整備を進めていっていただきたいと思います。

また、必要な喫煙所の数、これについては、また、いろいろな考え方があると思いますが、規制の実効性を確保するためには、ある程度の数の整備が必要と考えます。

そこで次の質問ですが、どのくらいの喫煙所が必要と考えているか伺います。

●沼田清掃事業担当部長 喫煙所がどのくらい必要かということでございます。

喫煙所につきましては、大通公園の西側や創成川公園などの路上喫煙に関する苦情が多いところや人通りの多いところに整備することで、路上喫煙を効果的に抑止することができているところでございます。喫煙所の整備に当たっては、設置するためにどういった場所を確保できるかも踏まえまして、どのくらい設置すれば効果的か検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

●山田一郎委員 いろんなところの検討は多分進めていかなきゃいけないと思うんですが、東京都の港区ですとか、千代田区、これは東京オリンピックを契機として、また、大阪市は万博を契機として全面禁煙にいたしました。これを確保するために、同時に喫煙所の整備も進めている状況であります。札幌市もこうした自治体の取組を参考にしながら、何よりやっぱり吸う人も吸わない人も快適に過ごす、これが一番大事

だと思いますので、こういったまちの実現に向けて取組を進めていただくように求めて、次の質問に移ります。

次に、今冬の大雪時のごみ収集の状況について伺います。

本年1月25日、24時間降雪量が50センチを超えといった記録的な大雪に見舞われ、翌日月曜日からは路線バスの運休、車の立ち往生など、交通網が大きく乱れる状況となりました。

また、大雪の影響で道路幅が狭くなり、生活道路では、車両の擦れ違いも難しい箇所が多くなり、ごみ収集車の走行や作業にも大きな影響が出たと認識しております。

このような道路状況でありましたので、ごみ収集作業にも大きな遅れが生じ、通常であれば、夕方には作業が終わっているところ、深夜まで続いた日もあったように思います。過去に、令和4年1月から2月にかけての大雪時には、当日中にごみ収集を完了することができずに、翌日に繰り越したり、一部の区においては、通常の収集を停止して、積み残し分の収集に専念したり、土曜日に収集することもあったと記憶しております。収集遅れが約2か月続いた当時に比べると、今年の状況はそこまで長くは続かなかったように思われますが、やはり深夜まで収集が続くという状況は好ましくなく、現場で作業に当たる収集作業員の負担が大きくなるだけではなく、安全面の観点からも課題であると感じており、可能な限り避けるべきであると考えております。

そこで質問ですが、今冬の大雪時のごみ収集作業がどの程度まで時間がかかったのか、令和4年のときとの比較も含めて伺います。

●沼田清掃事業担当部長 今冬の大雪時のごみ収集の状況についてということでございます。

1月26日月曜日でございますが、この日が最も遅くなりまして、最終搬入時刻が午前0時を超える状況でございました。翌27日も23時台だったものの、翌28日水曜日には、19時台へと回復したも

のでございます。追加で降雪のあった翌週2月2日月曜日でございますが、この日も23時台に至りましたが、4日水曜日には、18時台へと回復し、以降は通常の冬季と同等の状況へと落ち着いたところでございます。

これは、約2か月にわたって収集の遅れが続いた令和4年1月から2月の状況に比べますと、2週間に至らない短期間で通常体制に戻っており、当時のような翌日への積み残しや収集停止には至らなかった状況でございます。

これは、幹線道路の排雪が早めに入ったことで、搬送時間の長期化抑制につながったなど、当時ほどは路面状況が悪くなかったことが早めの回復につながったものと認識しているところでございます。

●山田一郎委員 収集の遅れですが、令和4年のときよりは長期化しなかったということでありました。ただ、今、答弁でも幹線道路の状況は早めに改善されたということでありましたが、生活道路の排雪はなかなか進まず、また、2月には気温上昇も相まって、自家用車でもスタックする箇所が多くあったように思います。この生活道路のスタックに関しては、これまでパートナーシップ排雪では、どの地域に排雪が入るか、あらかじめ調整され、ごみ収集作業もそれに応じた調整を町内会と行うことができておりましたが、今回の生活道路の緊急排雪は、それこそ緊急避難的措置でありますので、いつどの地域に入るか分からない状況であったことから、ごみ収集作業との連携は難しかったのではないかと思います。ごみステーションの数は、市内に約6万か所ございまして、今後も少しずつ増えていくことが想定されている中で、特に冬場の収集作業をいかに効率化していくということは、今後に向けた重要な視点であります。

そこで2点目の質問ですが、今回の教訓を生かして、収集作業が深夜まで至ることを極力なくすために、どのような対策を検討されていくか伺い

ます。

●沼田清掃事業担当部長 ごみ収集の今後の対策についてということでございます。

今回の大雪時におきまして、ごみ収集の最終搬入時刻は、地域によっても差が出ておりまして、大雪時の対応としては、地域ごとに路面状況を適切に把握することが重要であると認識しているところでございます。

また、生活道路の緊急排雪との連携につきましては、今回、初めてということでありまして、除雪センターとは可能な限り情報共有を行ったものの、事前に収集作業を調整するまでには至らなかったことから、今後は改善の余地があると考えているところでございます。加えまして、例えば収集現場から無線等で寄せられる現地のリアルタイムの気象状況や路面状況を区を越えて全体で共有し、応援体制を敷くことで、特定の地域だけが極端に作業が遅くなるようなことを防ぐなど、長時間化を抑制していくことが必要であると考えているところでございます。

●山田一郎委員 今、答弁で、路面状況の把握ですとか、除雪センターとの情報共有、さらには区域を超えた応援体制などについて、今後、検討していくというようなことでありました。

収集についてでありますけれども、基本的にごみ収集は、拾っているところと到着したというところで、これで終わりかと思うと意外に終わりではなくて、例えば私が話を聞いたところだと、ペットボトルの資源センターは、そこからまたリサイクルの工場に民間の会社が運んでいくというような形でございます。今回の大雪時の影響で、その回収が遅れたので、その配送のトラックにもちょっと支障が出たというような民間の声も聞いております。札幌市は世界でも有数の豪雪地帯の都市でもあります。冬季におけるごみ収集をいかに安定的に維持していくかについては、市民生活を支える基礎的な行政サービスとして極めて重要な課題であります。除雪部門との情報共有や

連携の在り方については、今回のような大雪時こそ実効性が問われるものであります。現場の状況や民間事業者への影響を含めて、しっかりと検証し、より実効性のある体制の構築に取り組んでいただくことを求めて、次の質問に移ります。

次に、駒岡清掃工場のダウンウォッシュについて伺います。

駒岡清掃工場については、昨年7月に工事が竣工して、8月から本格的な運用が始まっており、おおむね順調に稼働しているところと伺っております。そのような中、ダウンウォッシュが発生しており、その対策として、煙突を延長する工事を予定していると伺いました。

そこでまず、質問ですが、ダウンウォッシュとはどのような現象なのか、また、ダウンウォッシュが発生した場合でも問題はないのか伺います。

●早川施設建設担当部長 ダウンウォッシュ現象とダウンウォッシュが発生した場合でも問題はないのかの2点についてお答えします。

まず、1点目のダウンウォッシュ現象ですが、煙突から出た煙は通常、浮力が働くことで上昇しながら大気に拡散していきます。ダウンウォッシュとは、煙突周辺に強風が吹いた際に、煙突背後に発生します渦に巻き込まれて、煙が上昇せずに地表方向に降りてくる現象を言います。

ダウンウォッシュが発生した場合でも問題はないのかにつきましては、煙突から排出される煙につきましては、環境影響評価を行い、ダウンウォッシュが発生した場合も考慮し、大気汚染防止法等の規制値よりも厳しい自主管理値を設定しております。清掃工場では、その自主管理値を超過しないように監視しながら運転しており、周辺環境に影響はなく、問題はないものと考えております。

●山田一郎委員 今の答弁では、ダウンウォッシュ、これが発生しても周辺環境に対する影響がないという答弁でありました。

ただ一方で、今回、煙突から降りてくる煙を見て不安に感じている住民がいるというのも聞いて

おります。

そこで、次の質問ですが、今回の件について、周知方法やタイミングについて、どのように考えているのか伺います。

●早川施設建設担当部長 周知方法とそのタイミングについてお答えします。

工場建設前の環境影響評価において、ダウンウォッシュが発生しても周辺環境への影響はないことを札幌市のホームページ等で公表するとともに、住民説明会を行い、周知してきたところでございます。

また、今回のダウンウォッシュが確認されたことを受けて、煙突延長工事に係る生活環境影響調査を行い、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例に基づき、今年の1月26日から2月26日までの1か月間、縦覧を実施したところでございます。

また、清掃工場に近い二つの町内会に関しましては、1月下旬に周知しており、必要な範囲に情報を提供できていると考えておりましたが、今後は、煙突工事の着工前に、具体的な工事内容や日程について、周辺地域に対して、案内文を配布したり、必要に応じて説明会を開催するなど、より丁寧に周知を図ってまいりたいと思っております。

●山田一郎委員 今回の件については、説明を聞けば、安全性の面では影響がないという旨を周知していたというようなことでありました。

しかしながら、やっぱり現場で実際に煙がモクモクと下に降りてくる様子を見ている市民の皆さんからすれば、やはり本当に大丈夫なのか、これは不安に感じるのはむしろ当然のことだと思っております。行政としては、こうした市民の受け止め方も、やはり先回りして考えながら対応していく姿勢が大切ではないかと考えております。そのためにも、今回のような事象が起きた際には、局内での情報共有はもちろんのこと、総務局の広報部門と連携しながら、分かりやすい情報発信を行っていくなど、広報の在り方についても、さらに工夫していただきたいと思います。市民の安心に

つながる広報の在り方について、ぜひ今後一層取り組んでいただくことを申し上げて、次の質問に移ります。

最後に、さっぽろヒグマ基本計画の改定の方角性と新たな技術の導入について質問いたします。

さきの代表質問では、我が会派から、昨年秋の市内におけるヒグマの大量出沒に対する受け止めと次年度以降の施策について質問させていただいたところであります。答弁の中では、出沒が多発した理由の一つに、生息エリア自体が拡大し、市街地近郊に定着する個体数が増加していることが挙げられるとのことでありました。市はこれまでもさっぽろヒグマ基本計画2023の下、ゾーニング管理を導入し、人とヒグマのすみ分けのための施策を進めてきたことと理解しておりますが、昨年秋のような出沒が起きてしまうと、市の対策を上回る勢いでヒグマが人の生活圏に迫ってきているということを感じざるを得ません。

一方、この問題は、札幌市だけでなく、昨年は特に東北地方を中心に、クマ出沒が相次ぎ、環境省が2月に公表した速報値によると、今年度の全国の人身事故件数は214件、被害人数は全国で236人、うち死亡者数は13人と、過去最多だった令和5年度を上回る見込みとのことでありました。

このような状況の中、国においては、昨年11月に公表されたクマ被害対策パッケージに加え、つい先日、特定鳥獣保護管理計画策定のためのガイドライン(クマ編)の改定案が示されたところであり、クマとのすみ分け強化のための個体数管理や出沒防止等の対策により一層の推進に向けた方針が示されました。特にガイドラインにおいては、ゾーニング管理の概念が強化され、人の生活圏である排除地域拡大とその周辺の管理強化エリアの設定によって、人の生活圏にクマを侵入させないというような考え方が示されたところであります。

札幌市においても、現在、昨年の出沒等を踏まえて、計画の一部改定が進められていると聞いておりますが、今回の国が示した新たな方針も取り

入れて検討を進めていただきたいと思います。

そこで質問ですが、現在、進めているさっぽろヒグマ基本計画2023の一部改定について、まずは捕獲強化という観点において、現時点での方向性を伺います。

●渡邊環境管理担当部長 計画改定におけますヒグマの捕獲強化の方向性について、お答えをいたします。

ヒグマの生息域が拡大し、市街地近郊へ定着個体が増加している現状を踏まえますと、計画改定に当たりましては、捕獲強化に向けたゾーニングの見直しが必要であると認識しております。このため、さっぽろヒグマ基本計画推進協議会におきまして、専門家のご意見を伺いながら、従来の市街地ゾーンに加え、市街地周辺ゾーンについても緊急銃猟等、出沒個体への対応強化を反映するゾーニングを検討しているところでございます。

また、都市近郊林ゾーンにつきましては、市街地近郊のヒグマの低密度化を進める方向で見直しを検討するとともに、当該エリアに定着している個体に着目しまして、計画的な捕獲等についても先行して実施してまいりたいと考えてございます。

●山田一郎委員 現時点では、出沒個体へより厳しい対応を取りつつ、市街地近郊に定着している個体については、ある程度予防的に捕獲していくという姿勢であることでありました。

今の状況を踏まえますと、これ以上に積極的な対策を取っていくことが重要であり、ぜひとも今の方向性で改定を進めていただきたいと思います。

ところで、国の方針では、特に排除エリアや管理強化エリアにおいては、捕獲だけではなく、誘引物管理や電気柵設置など、被害防除対策を適切に実施することも示されております。札幌市では、これまでも侵入抑制策の徹底を計画の基本目標の一つに掲げ、電気柵の普及や草刈り、放棄果樹伐採等の活動等を中心に、様々な取組を講じてきたことは理解しているところであります。代表質問

においても、来年度は、周辺で出沒が懸念される市有施設への電気柵設置や緩衝帯整備を進めていくという答弁であったことではありますが、このような被害防除対策についても、さらに一步踏み込んで取組を進めていくという意思を改定計画の中で示していく必要があるのではないかと考えます。

そこで質問ですが、計画改定において、被害防除対策の強化という観点において、現時点での方向性を伺います。

●渡邊環境管理担当部長 計画改定におけるヒグマの被害防除対策について、お答えをいたします。

委員ご指摘のとおり、ヒグマとのすみ分けのためには、被害防除対策につきましても、捕獲と並行して進めていく必要があると考えております。このため、被害防除対策につきましては、人の生活圏への侵入抑制策の重要な要素としまして、電気柵の普及や草刈りによる緑地の管理など、施策をさらに推し進める考え方を計画改定に盛り込んでいく予定でございます。これに先行する形で、次年度につきましては、昨年までの出沒状況を考慮しまして、円山動物園や小・中学校などに侵入防止のための電気柵等を設置するほか、都市環境林等の市有林を念頭に置きまして、森林整備を兼ねた緩衝帯の創出等を進めてまいります。

●山田一郎委員 被害防除に向けた市の姿勢ですとか、次年度の取組についての答弁でありました。

市が所有する公的な施設や土地から取組を進めることで、その場所をヒグマから守るだけでなく、周辺住民などの対策への意識がより一層高まることを期待できることから、取組についてはしっかりとPRすることも念頭に進めていただきたいと思います。

ところでヒグマ対策は、行政が行うものはもちろんですが、担い手としては、市民個人のほか、民間企業も重要な役割を持つものではない

かと思っております。聞くところによりますと、クマをはじめとする全国的な獣害対策への期待が高まっている中、大企業だけでなく、中小企業やスタートアップ企業などから、自らの強みを生かした商品開発を行っており、ヒグマ対策についても、行政を含めた働きかけが行われているようであり、市にもそういった相談や問合せが来ていると思います。行政としてよく知られた技術というのは、安心感があるというのは理解するところですが、逆効果となるのは避けつつも、ヒグマ対策をさらに一歩進めていくためには、こうした新しい技術や機材を導入するという考えも大切ではないかと思えます。

そこで質問ですが、ヒグマ対策における新技術の導入について、市の考えを伺います。

●渡邊環境管理担当部長 ヒグマ対策における新技術の導入について、お答えをいたします。

現行のさっぽろヒグマ基本計画2023におきましても、ドローンやAIなどの最新技術や知見の情報収集に努めることとしておりまして、改定後の計画におきましても、新技術の活用は重要な取組の一つであると認識をしております。委員ご指摘のとおり、近年は追い払い機能を持つドローンや自動走行型の見回りロボットなど、民間企業による技術開発が進んでいることから、札幌市としましても、積極的な活用が必要であると考えてございます。今後は、こうした新技術の導入に当たりまして、専門家のご意見も伺いながら、民間企業と協力した実証実験も視野に入れながら、効率的かつ実用的なヒグマ対策の在り方を検討してまいります。

●山田一郎委員 ドローンやAIなど、新しい技術についても情報収集を進めて、必要に応じて実証実験なども検討していくとの答弁でありました。

ヒグマ対策は、これまでの捕獲や電気柵といった従来の取組に加えて、こうした新しい技術も組み合わせながら、より効果的な対策へ進化させて

いくことが重要だと思います。特に札幌市の場合は、市街地と自然が近接している都市であり、今後もヒグマとの緊張関係は続いていくことが想定されますので、従来のやり方だけでは限界があるということも、今回の出没状況から改めて感じたところでもあります。ぜひ札幌市においても、民間企業や研究機関などとも連携しながら、新しい技術や発想も柔軟に取り入れ、実効性のあるヒグマ対策をさらに前に進めていただくことを求めて、私の全ての質問を終わります。

●森 基誉則委員 私からは、電気自動車の普及促進について、お話を聞いていかせていただきます。

今定例会の代表質問において、我が会派では、札幌市の財政状況が厳しさを増している中ではあるものの、気候変動対策は先送りできない重要な課題であることから、2050年のゼロカーボンシティに向けた取組に関する市の認識について質問をさせていただきました。

市からは、市民や事業者の行動変容を促し、ゼロカーボンシティの実現を促進していくとの答弁があったところです。札幌市の気候変動対策行動計画では、一つの柱として、移動の脱炭素化を掲げており、中でも市民生活に密接に関わる自動車の脱炭素化の取組として、電気自動車の購入補助制度を設け、普及促進を図っているところと理解しています。しかし、昨今の世界的な社会情勢を見ると、電気自動車への切替えを目指していた状況からスローダウンし、米国では電気自動車への優遇措置を廃止するなど、変化が生じているようにも見受けられます。

こうした外部環境の変化は、市民の車両選択にも少なからず影響を及ぼしているものと推察されます。

そこで最初の質問です。札幌市の電気自動車の補助制度の概要と、ここ数年の予算の執行状況について伺います。

●吉田環境都市推進部長 電気自動車の補助制

度の概要と予算執行状況について、お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、移動の脱炭素化における自動車の脱炭素化を進めていくためには、走行時に温室効果ガスを排出しない電気自動車の普及が重要と考えております。このため、同型同サイズのカソリン車と比較し、高額となる電気自動車の購入費用のほか、電気自動車等に蓄えられた電気を家で使用できるようにする装置でありますV2Hや集合住宅の基礎充電設備の設置費用を一部補助しております。ここ数年の購入等補助に係る予算の執行状況といたしましては、令和5年が96%、令和6年が34%、令和7年度が2月13日時点の申請額でございますけれども、30%となっております。

●森 基誉則委員 ただいまの答弁で、令和5年の執行率は96%、かなり高かったんですが、直近2年間では、大幅に低下しているという実態が示されました。令和5年度の活況から一転し、普及が足踏みしている現状は、自動車の脱炭素化に向けた動きという意味では、不安を感じざるを得ません。自動車に関する脱炭素の取組を着実に進めていくためには、市場環境や消費者のマインドにどのような変化があったのか、市民が購入を躊躇うような障壁がどこにあるのかを明確にし、精査することが必要と考えます。

そこで次の質問です。

予算の執行状況を踏まえて、電気自動車の普及に当たっての課題をどのように分析しているのか伺います。

●吉田環境都市推進部長 電気自動車の普及に当たっての課題について、お答えいたします。

予算執行状況の変動の要因についてですが、令和4年から5年に、多くの新車種の販売があり、選択肢となる車両が増えたことで多くの導入につながったものと推測しております。

一方で、令和6年以降は、新車種の販売が少なかったことや物価高騰などの影響も重なったもの

と考えております。さらに例年実施しております市民アンケートの結果では、電気自動車導入への障壁といたしまして、冬季の航続距離の不安や積雪寒冷地でニーズの高い4WDを含めた車種の選択肢が少ないことなどが挙げられておりまして、これらが課題であると分析しているところでございます。

●森 基誉則委員 確かに新車が出ると、その瞬間は爆発的に売れるものですね。答弁によりまして、価格面や冬季の性能への不安に加えて、4WDを含めた車種の選択肢不足という雪国である本市特有の課題が挙げられていました。

これらの課題を乗り越え普及を加速させるには、経済的支援の継続はもとより、様々なアプローチが必要になると考えます。

そこで最後の質問です。電気自動車の普及に向けて、今後、どのように取り組んでいく考えか伺います。

●吉田環境都市推進部長 電気自動車の普及に向けた今後の取組について、お答えいたします。

電気自動車の普及に向けては、補助による導入の後押しを継続することに加え、イベントで実際に触れていただく機会を通じて、電気自動車の性能などについて、広く認知していただくことが重要だと考えております。さらに、国に対しましては、継続して市の重点要望や指定都市市長会議などの機会を捉えて、4WDを含めた多様な車種が開発、販売されるよう、政策的支援を要望してまいります。引き続き、こうした施策や国への働きかけによりまして、電気自動車の普及を図り、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を確実に進めてまいります。

●森 基誉則委員 ゼロカーボンシティの実現に向けた歩みを進めていくためにも、補助制度による費用面での後押しの継続、また、本市特有の課題に対しては、しっかりと国へ要望していただく。その上で、普及を加速させるには、補助制度の活用について、やはり事業者との協力関

係というものも重要になってくると思います。連携して効果的にPRするなど、市民が前向きに検討できるよう環境を整えていってください。

そして、少し違う視点になるんですが、今回、電気自動車と表現したのは、バッテリー式のEV、いわゆるBEVのことです。しかし、広義の電気自動車にはPHEVと呼ばれるプラグインハイブリッド車や燃料電池自動車であるFCEVなど、幾つか種類があります。最近では、PHEVでも、EVモードでの航続距離が150キロ以上というものも市販され、日常の移動の多くをゼロエミッションで走行可能となるよう技術が進歩しています。今後はさらに航続距離の伸びも予想され、BEVと遜色ない可能性も出てきました。技術の進化はときにとんでもないブレークスルーを引き起こすことがありますので、今後の自動車の技術革新にも注目し、移動におけるゼロカーボンを推進していっていただきたいと要望し、質問を終わります。

●前川隆史委員　私からは、喫煙対策について伺いたいと思います。

健康増進法の改正による受動喫煙対策強化の流れを受けて、近年、全国の指定都市において、公共空間での喫煙対策が大変な勢いで強化をされております。札幌市においては、およそ20年前に、当時の自民党、公明党、自民党第二議員会の3会派が提出をして可決成立したポイ捨て等防止条例において、条例の第12条で、喫煙制限区域における他人の身体を害するおそれのある喫煙を制限するとして、また、第8条では、公共の場所における喫煙をしないよう努めることを市民に求めるなど、この条例に基づいて、喫煙に関する規制を実施してまいりました。しかし、私は2020年に改正健康増進法が施行されて、国を挙げてのたばこ対策が強化をされたことや、さらには、北海道がんセンターをはじめとした医療機関や医師会などから再三にわたって、がん対策を進めるために、たばこ対策をしっかりとやらなければいけないとの声を受け止めて、札幌市の喫煙対策を抜本的に強化

すべきだと、これまで繰り返し指摘をさせていただいたところでございます。

そのかいあってか、札幌市でもようやく昨年12月に、外部有識者から成る検討会を立ち上げて、都心部の喫煙対策の見直しについて議論が進められております。

先日、開催をされました2回目の検討会では、喫煙制限区域の拡大案が示されまして、令和7年3定の決算特別委員会で、我が会派が指摘した大通公園の西側ですとか、創成川公園の全域に加えて、すすきの地区の大部分までも含まれるものとなっております。あわせて、近年、喫煙者数が増えている加熱式たばこについても、規制の対象に加えるという案になっておりまして、一定の評価をしているところでございます。ぜひ、まずはこの案のとおり、規制の強化を進めていただきたいところでございますが、喫煙制限区域の拡大案は、従来の区域の2倍以上の面積となっております。現状のポイ捨てや路上喫煙者の多い地区を取り込んでいることや加熱式たばこが規制対象に増えることから、いかにして十分な実効性を担保するかが課題であると思います。

そこで、まず伺いますが、より実効性のある規制とするため、どのようにして違反者の取締りを行っていくお考えか伺います。

●沼田清掃事業担当部長　実効性のある規制となるための取締りの方法についてということでございます。

喫煙制限区域の拡大案は、委員ご指摘のとおり、従来の面積の2倍以上になることから、巡回体制の強化を検討するとともに、めり張りのある巡回計画も必要と考えております。

一方で、有識者による検討会でも、取締りだけではなく、周知啓発によってルールを守ってもらえることが理想。ルールを守ってもらうためにも、公衆喫煙所が必要という意見があったところでございます。そのため、マナーを守ってもらえるような周知啓発に重点を置いた対応や公衆喫煙所の

整備について検討してまいりたいと考えているところでございます。

●前川隆史委員 規制の見直しが実効性のある取組となるように、引き続き検討を進めていただきたいと思います。

また、巡回についても、取締りで札幌に来た観光客などから過料を徴収するよりも、ルールやマナーを巡回を通じて伝えていく在り方のほうが、より現実的な対応として、観光のまちという点からも理解できる場所でもございます。ただし、今の答弁でも話がございましたが、喫煙所の整備は、路上喫煙やポイ捨ての抑止となることも理解できる一方で、ともすれば喫煙ができる環境を整備することで、喫煙行為を推奨するように受け取られるおそれもあると考えますが、この辺について、お考えを伺いたいと思います。

●沼田清掃事業担当部長 過大な喫煙所整備を行った場合の懸念についてということでございます。

令和5年12月から喫煙所を設置して実証実験を行っておりますが、たばこを吸える場所を確保することにより、路上喫煙の減少に効果があるということが確認されているところでございます。喫煙制限区域の拡大だけでは、その外に路上喫煙者が移動するだけとなる可能性があるため、実証実験の結果を踏まえつつ、新しい規制の実効性を確保する必要があると考えているところでございます。喫煙所の検討に当たりましては、委員ご指摘の喫煙所整備を過大に行った場合には、喫煙行為を推奨するように受け取られるおそれがあると、こういったことも考慮しながら、候補地などを検討してまいりたいと考えているところでございます。

●前川隆史委員 喫煙所の整備に関する考え方については承知いたしました。

続けて伺いますけれども、都心部の喫煙対策については、大枠が固まってきたと思いますが、新しいルールによる規制のスタートに向けて、今後、

どのようなスケジュールで進めていくご予定か伺いたいと思います。

●沼田清掃事業担当部長 新ルール運用開始のスケジュールについてということでございます。

喫煙制限区域の拡大については、ポイ捨て等防止条例におきまして、関係地域住民、関係団体等の意見を聞かなければならないと規定しているところでございます。今後、検討会で議論いただいた喫煙制限区域拡大案を基に、関係町内会などからの意見を聞きながら、最終的な喫煙制限区域の拡大範囲を検討してまいります。その後、3回目の検討会を開催し、喫煙制限区域の拡大範囲や喫煙所の数や候補地などについて議論を行った後、パブリックコメントによって、市民の意見を集約し、新しいルールを確定させることとなります。

新しいルールにつきましては、周知期間を設けた上で、令和9年夏頃からスタートさせたいと考えているところでございます。

●前川隆史委員 令和9年夏頃からということでございます。そして、また、喫煙制限区域の拡大については、条例で、関係地域住民、関係団体等の意見を聞かなくちゃいけないと定められておりますので、その際に、ちょっとぜひお願いしたいことがございます。それは、北海道におけるたばこの喫煙率や、肺がんの罹患率、死亡率が全国最悪レベルにあるということをしつかりと情報提供した上で進めていただきたいと、このように思います。この点は強く要望したいと思います。

2月15日の北海道新聞に、肺がん死亡率減へ本腰との大きな見出しが目に入りました。記事の内容としては、北海道がん診療連携協議会会長が北海道がんセンターの平賀博明院長でございますが、北海道はがん患者数が全国の中で極めて多いと。そして、道民のがん死亡率で最も多く、さらに死亡率が全国一高いのが肺がんであり、この最悪の状況を脱しなければならぬとして、このほど、肺がんを最優先課題と位置づけた肺がんプロジェクトをスタートするとの、そういった内容でござ

いました。さらに記事では、非常に厳しい数字のデータが示されておりました。それは、北海道の肺がんの死亡率が仮に全国並みであったならば、助かるはずだった命が、2018年から2022年の5年間で、4,326人と47都道府県で最も多かったという部分でございます。しかも、札幌にとって極めて深刻な事実ですけれども、その助かるはずだった命4,326人の内訳を見ると、二次医療圏では、札幌圏が1,537人と全国一多いと、このようにも記されておりました。言うまでもなく1,537名の大半が札幌市民でございます。

北海道がん診療連携協議会としては、充実した医療の提供で、この厳しい状況を改善したいとも書いてございましたが、もう説明するまでもありませんが、高い喫煙率、受動喫煙、がん検診の受診率の低さなども背景にあるのは、医師会をはじめ、多くの専門家が、これまでも何度も繰り返し指摘してきたところでございます。

以前は、肺がんの死亡率や喫煙率など、数字データとしてあまり公表されておらず、危機感が薄かった部分があるかと思いますが、最近になって、統計データとして厳しい数字が我々に次々と突きつけられてきております。重要なのは、こうした数字データを知った今、今後、どう施策に生かしていくのかということかと思えます。

以前の委員会質疑でも指摘しましたが、今回の喫煙制限エリア拡大を行っても、全国の指定都市の取組と比べると、まだまだ遅れを取っているというのが現実でございます。

札幌市は、第二次札幌市まちづくり戦略ビジョンで、まちづくりの三つの重要概念の一つをウェルネスと定めていることを強く自覚していただきたいというふうに思います。

さて、今回、示されたエリアの拡大に伴いまして、喫煙所を一定程度整備をして、新しい規制の実効性を確保するという考え方については否定は当然しませんし、当然だと思っておりますし、ぜひしっかりと進めていただきたいというふうに思

います。ただ、次々と明らかになってきた、こうした肺がんの死亡率、死亡数が全国最悪という極めて厳しい現実を知ったならば、たばこ対策の強化は待ったなしだと、このように言わざるを得ません。がん対策を推進しているウェルネス推進部ともよく連携していただきたいですし、もっと訴えたいのは、戦略ビジョンの責任者である秋元市長が先頭に立って力強く対策を強化していただきたいと、こういうことでございます。肺がん撲滅プロジェクトとか、大きくスローガンを掲げて、しっかりリーダーシップを発揮していただきたいと、このように求めたいと思います。

そこで今日は、最後に伺いますが、秋元市長に出席要請をし忘れましたので、ぜひ天野副市長に、札幌市の厳しい現状を踏まえて、喫煙対策の札幌市のご決意をお聞かせいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

●天野副市長 喫煙対策に対する決意についてお答えいたします。

まずは、このたびの都市部の喫煙対策の強化につきましましては、受動喫煙の防止ということとはもとより多くの方が訪れる観光都市札幌としての快適な環境を確保することにつながる非常に重要な取組だというふうに認識をしております。そのため、札幌市民はもとより、札幌を訪れる多くの方々にもマナーを守っていただけるよう、様々な形で丁寧な周知を行うなどによりまして、まずは新しいルールの実効性をしっかり確保してまいりたいというふうに考えております。そして、今後も喫煙対策につきましましては、ウェルネスを担当する部局をはじめとして、関係部局とも連携を強化させながら、誰もが快適に過ごせるまちの実現に向けて取組を進めてまいります。

●前川隆史委員 ありがとうございます。ちょっと辛辣な言い方かもしれませんが、この目先の利害調整中心にならないように、市民の健康を守る、命を守る、そのための予見性をきっちりと持って、責任ある取組を推進していただきたいこと

を強く強く強く求めて、私の質問を終わりたいと思います。

●長屋いずみ委員 私からは、ヒグマ対策について3点伺います。

さっぽろヒグマ基本計画2023は、北海道のヒグマ管理計画や環境省の指針を上位計画とし、出沒予防、生息域管理、広域連携を対策の柱としております。基本計画には、札幌市のように多くの人口を抱えながら市街地のすぐそばにある豊かな自然環境の中でヒグマが生息しているような都市は、世界的にはあまり例がありません。このため、札幌市には、将来的に発生し得る社会的な問題も考慮した上で、人とヒグマがどのように共生していくべきかを考え、その実現に向けて、先進的な取組を進めていく姿勢が求められていますと明記されております。捕獲するだけではなく、ヒグマが本来の姿で生きられる生息地をどう作っていくのか考えながら進めるという、この計画の方向性に私は共感しております。

一方で、現実には、クマの出沒があります。それを踏まえて伺います。ヒグマは、行政の枠を超えて移動します。隣接自治体との情報共有は、対策の根幹です。2021年に、東区で4名に重軽傷を負わせたヒグマは、当別町方面から侵入し、札幌市、当別町、石狩市、この間を行き来していたと考えられています。この事例では、当別町側の国土交通省開発局が、独自に注意看板を設置していたにもかかわらず、札幌市も隣接自治体も、その情報を共有できていなかったと伺っております。本年1月の第1回ヒグマ基本計画推進協議会では、委員からヒグマの見える化、すなわちどこに出沒し、どのように移動し、どこで捕獲されたかを可視化する仕組みの必要性が提案されておりました。

そこで伺います。隣接自治体と個別出沒情報等を共有するなど、広域的なデータベースの構築も図っていくべきと考えますが、いかがか伺います。

●渡邊環境管理担当部長 隣接自治体との出沒情報の共有について、お答えをいたします。

委員からご指摘がありましたが、推進協議会におけます専門家から提案されました見える化につきましては、私どもとしましては、市民にヒグマの出沒の危険性をあらかじめ周知して、早めの対策や注意を促すという点では、被害の未然防止に役立つものであり、効果的な取組であると認識をしております。このため、専門家のご意見を伺いながら、これまで札幌市が蓄積してまいりました個体識別情報の活用方法を検討するとともに、広域的なデータの共有につきましては、北海道や近隣自治体との間で機会を捉えながら協議を進めてまいりたいと考えております。

●長屋いずみ委員 ヒグマは、行政界を越えて移動するという性質上、隣接自治体が個別にデータを管理するだけでは、対策に限界もあります。ですから、動向をリアルタイムで把握できる自治体の枠を超えた情報共有の仕組みが有効、こういった意見もあります。さっぽろ連携中枢都市圏やヒグマ基本計画推進協議会など、議論の場はあると思いますので、本市から議題の一つとして提案をしていただくよう求めます。

さっぽろヒグマ基本計画2023では、森林ゾーンをヒグマが定着、生活している地域と位置づけております。藻岩山や手稲山など、この森林ゾーンの多くは国有林が占めており、ヒグマの生息域を担保する上で、国との連携は不可欠です。しかし、2021年度に、総務省北海道管区行政評価局が実施したヒグマの人里への出沒対策等に関する実態調査では、国や道の出先機関に連携、支援を要請している市町村は、僅か2割にとどまっており、一層の意思疎通を図ることが重要とされております。つまり、市町村と国との間の連携が十分に図られていない現状がうかがえます。

そこで伺います。札幌市はこれまで、国有林でのヒグマ対策について、国とどのように連携してきたのか伺います。

●渡邊環境管理担当部長 国有林でのヒグマ対策における国との連携について、お答えをいたし

ます。

札幌市と酪農学園大学との共同研究によりまして、奥山でのヒグマの生息状況調査をしております。自動撮影カメラの設置や林道の通行許可など、国有林を所管する森林管理局の協力を得ながら実態把握に今、努めているところでございます。

また、これまで森林管理局も参画しております北海道主催のエゾシカ・ヒグマ対策連絡協議会や昨年設置されました北海道ヒグマ対策推進会議等を通じて、国との必要な情報共有を図っております。今後も緊密な連携を継続してまいりたいと考えております。

●長屋いずみ委員 実態調査では、どのような支援ができるか、一概に明示することは難しいとしながら、道や市町村がヒグマ対策を実施する上で、要請があれば可能な限り対応したいと考えている。要望があれば、管轄の森林管理所に、積極的に伝えてほしいとしております。つまり、国は、自治体側から積極的に発信してほしい、このように述べております。看板設置や間伐など、具体的な協力内容、ぜひ本市から積極的に要望して、効果的なヒグマ対策を連携して実施するよう求めたいと思います。

協議会で、ヒグマの分布の前線が市街地近くまで来ており、もう少し前線を押し戻す必要がある。都市近郊林ゾーンをもう少し広げることを検討すべきと述べておりました。

そこで、次の質問です。生物多様性保全のための生態系ネットワークの構築とヒグマの市街地侵入防止という政策上、相反する二つの目標をどのように両立させるのか伺いたいと思います。

●渡邊環境管理担当部長 生態系ネットワークの構築とヒグマの市街地侵入防止の両立につきまして、お答えをいたします。

生物多様性さっぽろビジョンにおきましては、河川や公園、街路樹などの緑地によるネットワークを形成し、生物の生息環境や移動経路などの連続性を確保するその一方で、ヒグマ等の市街地へ

の侵入を防止する対策も必要であるとしてございます。このため、さっぽろヒグマ基本計画2023では、人は街で、ヒグマは森で、これを目指す姿としまして、市民の安全・安心の確保を最優先に、ゾーニング管理による人とヒグマのすみ分けを図っているところでございます。引き続き、緩衝帯の整備や電気柵の設置等による人の生活圏への侵入抑制策を進めますとともに、奥山をヒグマの生息地として維持して生態系にも配慮することで、人とヒグマの共生を目指してまいりたいと考えております。

●長屋いずみ委員 ゾーニングによる両立の方針、これは理解しますが、現行のゾーニングが実態に追いついていない、こういう可能性があるのならば、見直しの検討時期やプロセスを明確にすることが必要だと思います。

また、現場では、具体的にどちらを優先するか、この判断が迫られる、こういった局面も生じるとも思います。その際、意思決定の基準と体制、どうしていくのか、事前に整備されるよう求めていると思います。

今回、質疑させていただきましたこの3点、広域情報共有、国有林との連携、生態系保全とゾーニングの両立、いずれも一部局の取組だけでは解決できない課題です。隣接自治体、国、森林行政、生態系保全、全てを連動させて、縦割りを超えた体制で、人は街で安全に暮らし、ヒグマは森で本来の姿で生きられる環境を整備されるよう強く求めて質問を終わります。

●伴 良隆委員 私は、1項目、事業系食品ロス削減の対策強化について伺いたいと思います。

順次伺いながら、最後、梅田局長に、ふだんの食ロスのご自身の取組、また、環境局内外での協力してもらったときのポイント、ご所見を伺ってまいりたいと思います。

さて、食品ロス削減、私がこの質問する資格が自分はないというふうに自責の念を持っております。ふだんこういう仕事をさせていただいていま

すと、2510（ニコッと）スマイルもなかなか守れず、25分守れません。すみません。10分も守れません。皆さんも心当たりがあると思いますけども、私もよく使う北区内のあるホテルで、いつもウーロン茶1杯、今、会費7,000円、こういう状況でございまして、目の前のおいしそうな、実際においしいんですけども、食べ物を実際に目の前にして残して帰ってしまうという状況もありまして、具体的には、麻婆焼きそばを最後食べて帰りたいということが私の願いでございます。しかし、これ、私も悪いんですけども、しかし、ホテル側も、実際にどう作るか、小分けにするか、あるいは持ち帰れるようにするかといったこともありますし、また、宴会の主催者も、どういう形で、この企画をされるかといったことも含めて、いろんな工夫の余地がお互いあるんじゃないかなというふうに思っております。様々に、いろんな報道なんかで苦しんでいらっしゃる世界でもそうでありますし、日本でもそうでありますけれども、せっかく作ったものが食べられない。あるいはそもそもその機会が与えられないといったことがある中で、本当に私はこれでいいのかというふうにも思っていますし、本当に、せっかくだったらおいしいものを食べて帰りたい、あるいは持って帰りたいというふうに思っているわけなんですけど、なぜなかなか持ち帰りにくいということもありますし、持って帰らずということもしてもらえないということがあるわけでございます。

札幌市においては、新スリムシティさっぽろ計画と言いますが、ここにも当然うたっているわけでありまして、議会においても、昔、問合せ、質問がされたというふうに認識をしているところでございますが、しかし、コロナ禍を過ぎて、いろいろな小分けになったこともありながらも、しかし、宴会という形もいろんな形で変わっていきながらも、やはり目の前に残された食べ物を見ながら帰るということが、まだ、あるんじゃないでしょうか。

そこで、こういった非常に命と関わるわけではないんですけども、つまり二の次、三の次になってしまうようなこと、そのときの状況によって、いろいろなことがある中で、必ずしも持ち帰るということが全てではないかもしれませんが、非常に地味な質問でありますけれども、長い道のりの中で、ぜひ、これを環境首都・札幌として、食品ロスの削減というのではなくて、ゼロを目指すまちというふうなことを、ぜひ掲げていっていただきたいという願いを持って質問させていただきたいと思います。

それでは、まず、確認になります。

事業系の食品ロス削減であります、札幌市の計画の中に、どのように位置づけられているのか確認をいたします。あわせて、現在、どのような取組を行っているのか、過去の取組を含めて伺います。

●沼田清掃事業担当部長 札幌市の計画における位置づけと現在の取組についてということでございます。

新スリムシティさっぽろ計画の施策に、事業ごみの減量、リサイクルの取組促進を位置づけておりまして、飲食店等と連携して食品ロス削減に取り組むこととしていただいております。事業系の食品ロスの削減に向けた取組といたしましては、大型イベントでの広告やPOPの掲出、食べ残しを減らす運動である、2510（ニコッと）スマイル宴や小売店でのてまえどりに関するPR動画の放映に加え、食べ残した料理の持ち帰り運動の定着に向けた持ち帰り容器の飲食店等への配布などを実施しているところでございます。

●伴 良隆委員 ありがとうございます。沼田部長がご答弁をいただいていることは、中身としては、それはふさわしいというふうに思いますが、なぜ清掃事業担当部長が答弁をされるかということも、ここも非常に妙なところだというふうに思います。これ、やはり無駄を出さないリサイクルであるとか、事業系のごみを減らすとか

というふうな視点なんだと思うんですね。沼田部長は広報も担当されていますし、ご立派だというふうに思いますけど、いずれはこれ、環境首都、環境都市を目指すという意味では、環境都市推進部がこういったことをしっかり答弁をしていただくというふうな機構になっていくのが、多分いいのかななんて思っております。沼田部長のご答弁ありがとうございます。

それでは、実際に、そのような取組がされている中でありますが、なぜそれが進まないのか。それは、様々な多面それぞれが、まだ、課題を持っていて、なかなかアプローチできていないというふうになっているんだというふうに思います。これが、なぜ進まないのか。先ほどのように、二の次、三の次のことでもあるし、つまりケース・バイ・ケースもありますし、お店もそれぞれ、お客さんもそれぞれあると思います。生産者の顔が映っているような場合もありますし、本当に作っていただいている方々、運んでいただいている方々、そして加工していただいている方々、料理に加えて6次化を図っていただいている方々、そして、それをお皿からサーブしていただいている方々、こういったことを考えますと、やはりこの進んでいない状況というのは、私はよろしくないと思います。

そこで、なぜこれが進まないのかということをお聞きしたいと思います。言わば、そのときのその雰囲気というケース・バイ・ケースもありますが、雰囲気もあると思うんですね。何となく持ち帰るといけないんじゃないか、持ち帰るのが何かあたかもはしたないのではないかとか、ちょっと気まずいとか、本当は目の前にある空揚げが三つあったら、1個ぐらいは子供に持って帰りたいとか、あまりがつつくのもどうかとか、いろんなこともあるかもしれない。でも、逆に言えば、お店のほうからどうぞって、持って帰りますかって言われれば、えっ、いいのというふうになるかもしれませんし、こちらからもみんなが持って帰

る、もったいないよとなれば、持って帰ることもできるかもしれない。2次会、3次会で、それを食べてもいいかもしれませんけども、いろんな要因があるかというふうに思います。だからこそ、この質問って難しいんだと思うんですね。なかなか万人に、そんなきれいごとというふうになるようなことを伝えていくというのは非常に難しいし、なぜこれが進まないのかということをそちらに問いただしても、なかなか苦しい部分もあるかと思います。

そこで、原因を探っていききたいと思います。このような心理的な要因、持ち帰りの取組がなかなか進んでいないように感じられておりますが、どのような課題があるかとご認識されているのか、具体的事例も含めて伺います。

●沼田清掃事業担当部長 持ち帰りの取組がなかなか進まない、その原因についてということでございます。

今年2月に実施いたしました食品ロスに関する市民アンケート調査から、宴会や会合は、それ以外の外食よりも、お一人お一人に合わせた量や食材の調整が難しいことから、食品ロス削減に取り組んでいる割合が低いということが改めて確認できたところでございます。

また、食べ残した料理の持ち帰りにつきまして、利用したいと思っている方が多いものの、持ち帰りができる店なのか分からずに言い出しにくい。周囲の目が気になってしまう。持ち帰りに適している料理や保存方法が分からないなどの考えを持つ方がいることも分かり、これらの解消が課題であると認識しているところでございます。

●伴 良隆委員 私、小学校のとき、わんぱくでして、給食がなかなか食べられないという子もいました。それから、不得意だという食べ物もありまして、私、それを全部いただいていた。すごく感謝もしてくれましたけど、私自身もおなかすいていましたしね。でも、そのときは両親からも、お茶わんに残された米粒一つも残さず食べ

なさいと、もったいないと言いましょか、作ってくれた人に感謝しなさいというふうに教わっていたこともあります。単におなかすいているだけじゃなくて。これをどう進めていくかというときに、やはりその雰囲気というか、マインドとか、そういったことというのを呼び起こすというのは、札幌市政上、非常に難しいことだというふうに思います。言わば、施策の優先順位というのが、もしかしたら低いのかもしれない。先ほどのように、清掃事業担当部長が答弁をされているという段階でありますので、本当にその答弁として成り立っているんですけども、札幌市役所として、これを進めていけるのかどうかと思うところでございます。このさらなる食の食品ロスの削減のために、どのように進めていくのか、取組を具体化していくのかということを今後に向けて、地味ではあるんですけども、確実にとらまえて、様々な事象を捉えて、先ほどのように皆さん方に共感を得られるような、なぜ持って帰れないのかなというふうな、そうだよな、そういうことあるな、でも、どうやったら持って帰れるだろうかということを、マインドだけでなく、もちろんいろんな補助もそうかもしれません。物になるかもしれない。きっかけをつくっていく。それが実際に皆さん方に行き渡って、そういう何か物を出せば、持って帰れるような、札幌市が補助すれば持って帰るような状況じゃなくて、みんなが自然と持って帰るような状況をつくらなきゃいけないと思っているところでございます。

そこで伺いますけれども、さらなる食品ロスの削減のために、本市では、今後、どのような取組を行っていくのか伺います。

●沼田清掃事業担当部長 食品ロス削減のための今後の取組についてということでございます。

アンケート調査の結果などを踏まえながら、食べきりや持ち帰りを促すような取組を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。具体的には、飲食店等に対して、食品ロスの

削減が、ごみ処理料金の節約につながるというメリットも示した上での持ち帰り容器の配布の継続や利用者向けの表示や声かけなどへの協力の呼びかけを行うほか、市民の皆様に対しましては、持ち帰りを実施している店舗の情報や持ち帰りの際の注意点について、SNSなどを活用した発信をしてみたいと考えているところでございます。

さらに、企業に対しましては、CSR活動やSDGs達成に向けた取組の一環として、宴会や会合を行う際の食べきりや持ち帰りへの協力の呼びかけを行うほか、本市職員に対しましても、率先して食べきりや持ち帰りに取組を周知啓発してまいりたいと考えているところでございます。

このような様々な対象ごとに働きかけを通じて、食べ残した料理を持ち帰りやすい雰囲気づくりを行うとともに、食品ロス削減のマインドを醸成してまいりたいと考えているところでございます。

●伴 良隆委員 様々な主体者を補足して、捉えて、促していくという本当に地道なことなんだというふうに思います。食料自給率、日本は約38%、そして北海道は218%ということで、食料自給率、北海道が押し上げていると。北海道の人が札幌で会ったときに、この頃、地方から来た農作物は、空輸で海外にも行ってしまうということもございます。我々が目の前にある、私もいろんな都市に行っても、やっぱり札幌、北海道の物って一番おいしいなと感想を持ちますけれども、その我々が、作られたものをどういただくかということ。あるいは作っていただくか、持ち帰るかといったことというのは、非常に重要なことだと私は思っております。

食べ物、先ほど申した好き嫌いもありますし、それはいろんなことがあろうかなと思います。そのときのケース・バイ・ケースもありますけども、やはり食べ物を大事にしていくというのは、先ほど給食の話もしましたが、もちろん生産者のことも大事にしていくということだけじゃなくて、物を大事にするというのは、世界でも評価されて

いる、もったいないという言葉が世界共通の言葉でありますけれども、やはり物を大事にするということは、人への感謝ということ、そして人を大事にするということにつながっていくんだというふうにも思っているところでございます。感傷的な話をしているわけじゃございませんで、先ほど事業系のロスを少なくしていくということは、店への啓発にもなりますし、これから経済界だけじゃなく、市民にもこういった雰囲気づくりというものを積極的にやっていただきたいということを元広報課長であられる沼田部長におかれては、より一層、周知、広報していただきたいというふうに思っているところでございます。

さて、梅田局長にご質問であります。

こういったことというのは、私もこの質問って非常に難しいなと半年ほど悩んできました。やっぱりきれいごとだよって、じゃあ、伴さん、どうやってやっているのという話もある。だから、これは難しいと思うんですよ。なので、やっぱり我々がふだんできることをしっかりやっていくということと、声をかけ合っていくことと、梅田局長におかれては、もちろん環境局内のお話、例えば有料ごみ袋、こんなものをお店のほうで、もちろん有料ですけど、配って、これを持ち帰りで使ってどうぞと。実際に容器は無料で配っているわけですから、例えばこういうこともそうですし、環境局内でもできることはあると思います。

また、様々なその経済部門、農業部門、先ほど給食も言いました教育委員会、いろんなところで、いろんなことの取組があるものの、札幌市が本当に環境都市というものを目指しているのかどうかと、行くのかどうかというあたりは、非常に重要なことだと思います。そのときに梅田局長から、私はこういうことをしているんだよというようなことで、一緒にやろうよと。あるいは環境局内外で、いろんな協力をしてもらうときのポイントというのがあると思います。そこを伺いたいと思います。

梅田局長のご所見であります。ふだんご自身が行われている取組、そして環境局内外で協力をしていただくとき、この食品ロス削減をしていただくときのポイント、ご私見を伺いたいと思います。

●梅田環境局長 食品ロスについてのふだん私に取り組んでいること。また、どういうことをこれからやっていけばいいかというふうなご質問でございます。

まずは、環境首都・札幌の実現を目指すまちとして、この食品ロスというものは、事業系の一般廃棄物のうちの中のかかなりのウェートを占めるものでございます。大体先ほど2万トンぐらいということなので、これは市民、それから事業者、関係者が協力をすれば、なくせるものであるということでございます。ただ、現実には、先生からもご指摘のとおり、私も環境局内の宴会のときには、通常みんな残さないで食べましょうという声かけはさせていただいておりますが、私が例えば外部のいろんな会合で呼ばれて参加をしたときには、挨拶する時間でほとんど終わってしまうので、残念ながらできません。やはり持ち帰りも、心理的に少しやりづらいというのは、これは現実でございます。これは、やはり日本のそういった宴会文化、会合の文化というものがありますので、なかなか急にかじを切ってやるというのは、非常に難しいと思います。なので、少しずつできることから、これは働きかけを行って行って、我々札幌市が進めている2510（ニコット）スマイル宴、これをもっともっとPRをして広げて行って、市民、事業者、特に宴会の主催者の皆さんにご理解をいただいて、一言、宴会の司会の中で、なるべく皆さん、食べ物は残さないようにしましょうというふうに言っていただける、そういった会合が少しずつ増えていけば、少しずつ前進していくのかなというふうに考えてございます。ちょっと答弁になっているかどうか自信ありませんけども、引き続き環境局としては、食品ロスの問題に積極的に

取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

●伴 良隆委員 環境局長、ありがとうございます。すみません、通告もしないでお伝えしてしまったので申し訳なかったんですけども、これは本当に自責の念、自問自答もございますし、お隣さんに声をかけ合ってやっていくものでもございます。お店のほうも、恐らく消費者、お客様に何かあったらまずいとか、傷つけてしまうというふうなこともあろうかと思いますが、少なくとも、麻婆焼きそばは持って帰れるはずなんです。調べましたけども。だから、それは私たちもお願いをしてみたいと思いますし、今日、この質問することは、ホテルさんにも関係者に伝えてございます。私もお願いしてまいりたいと思いますけど、梅田局長と今度一緒に食事したときは全部食べたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

●うるしはら直子委員 私からは、環境教育について、そして昨今のごみ収集の状況と大型免許取得支援についての2項目について質問いたします。

初めに、環境教育についてです。

近年、夏の酷暑や記録的な大雪、また、局地的な大雨や山火事など、地球温暖化が一因と考えられている気候変動の影響を毎年のように肌身に感じるが多くなってきております。

また、プラスチックのごみ問題や生物多様性の保全など、地球環境を取り巻く課題が多様化・複雑化する中、SDGsの目標年次であります2030年まで、あと数年となりました。未来を担う子供たちのために、持続可能な環境を守っていくことは、本市の重要な責務であり、その基盤となる環境教育の役割は、ますます大きくなっています。

本市におきましては、1996年に札幌市環境教育・環境学習基本方針を策定して以来、実に30年にわたりまして、各部局などでも様々な環境教育を推進してきたと承知しております。

環境局におきましては、私も2021年の予算特別委員会で取り上げたんですけれども、夏休み、冬休みのエコライフレポートですとか、また、小・中学生が環境活動の発表を行うことも環境コンテストなど、身近な場で学ぶための多様な取組が行われています。

また、総合環境イベントであります環境広場さっぽろなどは、コロナ禍におけるオンライン活用といった工夫によって、この開催を何とか継続してまいりまして、停止していたほかの活動なども、この再開後は、以前にも増して幅広い取組が展開されていると伺っております。

このように、再び活動が活発となってきている今、多様化する環境課題に対応しながら、さらに環境教育を推進していくためには、企業ですとか、団体など、様々な主体と協力して取り組む視点も重要と考えます。

そこで質問ですが、現在、環境教育を行うに当たり、企業・団体などどのように連携して取り組んでいるかについて伺います。

●吉田環境都市推進部長 様々な主体との連携による環境教育の取組について、お答えいたします。

企業、団体など、様々な主体と協力しながら、環境教育に取り組んでいくことは、最重要であると認識しているところでございます。そこで、本市では、昨年7月、教員を中心といたします研究団体である札幌市小中学校環境教育研究会と子ども環境情報紙エコチルを発行する株式会社アドバコムとの3社で、札幌市の子供たちへの環境教育、環境学習や啓発活動の推進に関する連携協定を締結したところでございます。この協定に基づきまして、両団体とは、現在、進めております札幌市環境副教材のデジタルブックの作成や例年実施しておりますさっぽろこども環境コンテストにおきましても、ご協力をいただいているところでございます。

●うるしはら直子委員 環境副教材のデジタル

化、また、こども環境コンテストなど、札幌市小中学校環境教育研究会、そして株式会社アドバコムと連携しながら、この時代の変化に合わせた環境教育を進めているというふうに受け取りました。

このデジタルブック化なんですけれど、今は既に、1人1台端末が普及したこの学校現場においては、もう紙媒体の教材を配布してしまいますと、しまってしまうという可能性もありますので、この活用ニーズ、大変高いと思いますので、ぜひ早期の運用実現を期待いたします。

こうしたデジタル環境の進展や社会情勢の変化に伴いまして、環境教育で学ぶ内容というのも大変増えておりまして、さらに多岐にわたっております。だからこそ施設見学であったり、また、体験型の活動などで、この子供たちが五感で学ぶ機会、これを充実させていくことも、この理解と意識を育むという上で重要だと考えます。そのためには、民間資金の活用を図るなど、今現在、限られた予算の中でも最大限にこうして増えていくたくさんの学びの機会を広げられるような事業の執行の在り方、こうした工夫というのが大変必要であると考えます。

そこで質問ですが、環境教育を進めていくに当たりまして、どのような工夫をされているのか伺います。

●吉田環境都市推進部長 環境教育を進めるに当たっての工夫について、お答えいたします。

先ほど答弁いたしました連携協定に基づきまして、子ども環境情報誌エコチルにおいて、こども環境コンテストへの参加募集やコンテストで発表された子供たちの活動内容などについて広報していただいているところでございます。

また、環境副教材のデジタルブック化によりまして、学校においても使い方が向上する上、これまで毎年必要としておりました冊子の印刷費ですとか、学校への配送費の縮減ということを期待しているところでございます。さらに、環境活動に取り組む企業様から募った寄附を原資に、市内の

小・中学校に環境教育教材を寄贈するクリック募金を長年継続しておりまして、参加企業や小・中学校から大変ご好評をいただいているところでございます。

今後も環境教育の推進のため、工夫を重ねながら事業の執行に取り組んでまいりたいと考えております。

●うるしはら直子委員 環境の課題って本当たくさんあるんですけども、それだけに、多岐にわたっていく分、お金というのも大変かかる中ですが、今、もちろん環境教育を進めていくことが一番ですけども、コストの面、確かに先ほどの副教材であったり、また、基金であったり、そうした取組をしながら進めていただいているということがよく確認できました。こうした取組を通じまして、子供たちが単に知識を得ることにとどまらず、将来、自ら考えて行動できる市民へと成長していくことは、環境首都・札幌を次世代へつなぐ上でも極めて重要です。こうした大変な工夫を凝らしながら環境教育が進むことで、若い時代から環境活動に関心を持つ人材が一層増えることが期待され、そして、そうした人材を育成することも、また、環境活動の広がりにも資する上で、不可欠と考えます。

そこで、この質問、最後の質問ですが、若手人材の育成のために、どのような取組を行っているのか伺います。

●吉田環境都市推進部長 人材育成について、お答えいたします。

人材育成に関する事業といたしましては、気候変動問題などについて話し合い、専門家から学ぶさっぽろ気候変動タウンミーティングや小学生を対象に地球環境について学ぶ環境教育・子どもワークショップなどを実施しております。これらの事業では、環境教育に興味があり、ワークショップスキルを身につけたい方向けに、複数の育成講座を実施の上、当日のスタッフとしてもご活躍をいただいているところでございます。特にさっぽ

ろ気候変動タウンミーティングでは、気候変動対策に係る自発的な活動を希望する参加者に対しまして、必要なサポートというものも行っております。これらの取組を通じて、環境活動に興味を持つ人材を増やし、よりよい環境が次世代へ引き継がれるよう、今後も若手人材の育成を図ってまいりたいと考えております。

●うるしはら直子委員 様々な取組の中で、そのスタッフでいた方たちを育成していくということで、今後についても大変大切な人材ですので、これからもこの若手人材の発掘、育成につなげていただきたいと思います。

最後に、要望といたしますか、少し提案を申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

環境教育は、これからの時代には本当に不可欠なものであると考えます。今回、改めて民間や企業と連携した活動の輪が広がっているということが確認できました。そして、この環境分野の若手人材の育成、これは本市の将来に向けた大切な投資であるとも考えます。今後、例えば子供たちが自分の体験、今してきた体験、これをまずアイデアに変えて、それを単に今やっているようなこの発表、これもいいんですけど、そこで終わらせるのではなくて、実際に、そういうことを、そのアイデアを地域や企業の中で形にしていく、そして実装していくといった場をつくることで、子供たちが自分の行動が社会を動かしたというような成功体験、こうしたものが生まれるのではないかと考えます。

こうしたことを将来の歩みにつなげていきますように、こうした実践の場を継続的に、また、確保して継続的に進めていくこと、これを求めています。

また、併せて環境教育、学びの場、これを今、多忙である学校からさらに外へと広げていくこと、これも大事だと考えます。その一つとしては、まず、移動の手段、この確保は不可欠です。環境局では、学校での環境関連施設の見学の支援を目的

として、校外学習バス手配事業というのを行っておりますけれども、バス運転手の不足ですとか、また、借上げ料金の高騰などによって、バスの手配に苦勞しているという話も聞いております。例えばですけれども、近隣の施設、こうした見学などは、大型のバスに限定することなく、少し範囲を広げてジャンボタクシーなど、子供だと定員を少し多くして乗れますので、こうしたものを活用することで、移動ですとか、駐車も楽になって、より機動的な校外学習が可能になるのではないかと思いますので、タクシーの事業者の方などとの協力も仰ぎつつ、こうした検討もお願いしたいと思います。

今後も様々な主体と協力しながら様々な工夫をしていただきまして、課題を乗り越えることによって、ますます環境教育を推進することを要望しまして、この質問を終わりたいと思います。

次に、昨今のごみ収集の状況と大型免許取得の支援について聞いていきたいと思います。

さきの我が会派の代表質問に対しまして、副市長から次期の一般廃棄物処理基本計画、現行の新スリム計画さっぽろ、これの策定に当たりましては、国の環境施策の動向を捉えるとともに、人口減少等に伴う担い手不足など、本市を取り巻く社会情勢の変化を踏まえていくことが重要な視点との旨の答弁がございました。この重要な視点とされる担い手不足の中でも、特にごみ収集に関わる労働者の確保については、一昨年の決算特別委員会でも質問した経緯がありますので、本日はその後の状況について2点ほど伺いたいと思います。

まずは、今年度のごみ収集の状況についてです。

本年1月からの大雪の影響で、ごみ収集作業においては、非常に時間を要し、現場の職員、そして委託労働者の方々も大変なご苦勞をされたと伺っております。特に1月25日は日曜日であり、その日の局地的な降雪により、翌月曜日からの収集作業に大きな影響が出ました。例年、年始などの繁忙期、この時期には計画的に車両を増車して対

応されていますが、今回は臨時的な増車も難しいといった状況下で、限られた車両台数での作業は大変困難を極めたものと思います。実際に一線で作業される現場からは、数年前の大雪に比べれば、まだ、対応はできたけれども、それでも相当な厳しさであったとの声も伺っております。

また、今年度は、夏場においても、7月の下旬で熱中症警戒アラートが発令されるなど、連日の猛暑に襲われ、炎天下の作業中に体調不良を訴える方が出るなど、非常に厳しい状況であったと伺っています。さらには、9月から11月にかけては、ヒグマの出没が多発し、警報及び注意報が出された際には、山側に隣接する六つの区におきましては、通常ですと警告シールを貼って残置していく違法ごみ、これについても全て回収する全収集という方法が実施されるなど、例年にない困難な対応が続いて、さらには通常の収集作業が完了した後も、改めて回収に向かっているんだというような状況があったとのこと。こうした局面に対しましても、この直営、そして委託ともに、一朝一夕には身につかない熟練した運転手、作業員の経験を生かして適切に対処いただいた場面が、今年度は特に多かったのではないかと感じています。

そこで1点目の質問ですが、今冬の大雪時の対応を含め、困難が多かった今年度のごみ収集に対して、主にどのような対応で乗り切っていたのか伺います。

●沼田清掃事業担当部長 困難が多かった今年度のごみ収集に対して、どのような対応で乗り切ったかというご質問でございます。

まず、大雪対応につきましては、ふだんはさわやか収集や地域支援業務を担っておりますごみパト隊の職員をステーション収集の応援へ総動員したところでございます。加えまして、委託事業者にもご協力を依頼し、可能な限り、収集車の臨時借り上げを行い、1日当たり5台から10台の増車を実施したところでございます。特に生活道路で

のストック対応として、小型車両をできる限り多く活用したことが功を奏したと認識しているところでございます。そのほか、今年は、委員ご指摘のとおり、猛暑やヒグマ対策など、困難な事案もありましたが、現場において、日々変化する状況を清掃事務所を通じて適切に情報共有し、直営、委託ともに、安全衛生を確保するとともに、相互に適切な応援体制を実施できたものと考えているところでございます。

●うるしはら直子委員 可能な限りの増車であったり、また、その直営のごみパト隊の総動員、そして状況に応じた小型車両の活用など、まさに現場が一丸となってこの難局を乗り越えられたということがよく分かりました。気象状況ですか、野生生物の動向に応じて、臨機応変で適切な対応をしていただいた現場の方々には、改めて敬意を表するところです。

今回、私、この質問をするということで、ごみの収集の現場であったり、あるいはその工場、また、パトの方たち、そうした皆様のお声を聞く機会がございました。そうした声の中には、この大雪対応に関しては、先ほども言いました数年前の大雪に比べれば、まだ、対応できたとの声をお伝えしたんですけれども、これは前回よりも、ただ、時期が長期化しなかったとか、状況がよかったという単純なそういうことではなくて、やはり過去の経験、これがあったことで対処ができたということではないかと思います。

また、猛暑での作業に関しましては、ふだん大変体力に自信があるといった方からも、作業中に意識が飛びそうになったとか、気が遠くなったといった切実な声も聞かれました。そして、ヒグマの緊急アラートの際、収集の作業においては、特に安全装備のない状況でやっていたということも伺っております。

こうしたお声、ちょっと時間もなかったのですが、本当に十数人からの声ではありましたが、ただ、その中でも、決して不満な声というのは一

つもなかったんです。ご自宅に帰ってからは分かりませんが、そういった中で、前向きに改善したいというようなご意見が大変多かったということを受け止めております。こうした中で、本当に過酷な中で働く皆さんですから、ぜひ非常時でも過酷な労働環境から守るための労働安全対策、これはもう必要不可欠ですので、改めて対策強化の検討を求めていますと思います。

さて、こうした現場の奮闘を将来にわたって支え、本市の収集体制を維持していくためには、何よりも運転手の確保、これも不可欠です。

そこで2点目、大型免許取得支援制度について伺います。

この件につきましても、一昨年3月定決算特別委員会の場で、今後の運転手人材を確保していくための制度の創出が必要であると私から要望させていただきました。本市のごみの収集車の運転には、まず、大型免許が必要ですが、運転手が定年退職を迎える一方で、その補充を全て新規採用で埋めることがなかなか難しくなっている状況にあります。これまでは、個人的に大型免許を保持する業務員を希望制で運転士へ登用することで補ってきていましたけれど、それだけではもはや欠員を埋め切れないというのが実情です。

そうしたことを踏まえまして、運転手の育成に、市が組織的に取り組む必要があるとの認識の下、この制度の創設を求めてきたところです。

このたび令和8年度当初予算案において、その取得支援が盛り込まれまして、6名分に相当する240万円が計上されたところです。清掃事務所に勤務する業務員は219名という規模ですので、この6名という数は、厳しい財政状況を受けてのことでもあるかと思いますが、まずは制度が創設され、次年度から運用が始まることは高く評価させていただきます。

そこで質問ですが、この大型免許取得支援制度を運用していくことによって、具体的にどのような効果を期待し、担い手不足への対応をしてい

うと考えられているのか伺います。

●沼田清掃事業担当部長 大型免許取得支援制度によって期待する効果と担い手不足への対応ということでございます。

この支援制度が始まる令和8年度以降、当面の間は、定年退職によって欠員となる運転手の補充に対しまして、業務員からの職種変更を進める手段として効果的に機能すると考えているところでございます。さらに、この支援制度を継続することで、職員全体の中での運転手の割合が増えまして、例えば収集車1台に乗車する職員のうち複数人が運転技術を有する環境を整えますと、長時間連続運転の回避であるとか、当日の体調などに応じた職員配置や休暇取得促進などにもよい効果をもたらすものと認識しているところでございます。

担い手不足の対応としては、限られた人員で最大の効果を発揮するためには、誰もがどの業務にも従事できる体制づくりが必要な視点であると考えているところでございます。

●うるしはら直子委員 着実に運転手を確保するための大きな一歩として、最大限に活用できるよう、取得時の職場環境の整備、そしてさらなる制度の充実、また、この事業をできれば委託事業者への支援についても検討をお願いしたいと思います。

最後に2点ほど要望いたします。

まず、今冬の大雪対応についてです。

さきの山田委員の質問にもありましてとおり、このパートナーシップ排雪を今年は緊急排雪へと切り替えたことで、例年のような除雪センターとの除排雪情報の共有、これが機能せず、排雪作業とバッティングして、収集不能となる現場が続出したと伺っております。現場においては、ブルーシートを用いて手作業でごみを運び出すなど、即時の判断で乗り切ったとのこと。

その一方で、通年パートナーシップでは、入らない場所の雪山が今年はこの緊急排雪が入ったことでなくなって、作業のしやすくなった場所もあ

ったとのことでした。

また、工場に持ち込む時間というのも3時間から4時間遅れたということも聞いているんですけども、そこには作業で遅れたというよりも、場所によっては、幹線道路で大きなところで長時間の渋滞が続いたために遅れたといった、そのような情報もございました。

こうした様々なお声があるんですけども、今回、この大雪のことであったり、対応について検証する際、こうした現場の意見を今後の除排雪体制にしっかり反映させていく、これは副市長もいらっしゃると思いますのでお伝えしたいんですが、より実効性のある連携体制を構築していただくよう強く要望いたします。

また、収集車両の確保についてですけれども、今回の大雪対応では、やはり小型車両が非常に有効であることが改めて確認されたと思います。この小型車両は、小回りが利くことに加えて、大型免許がなくても運転できるという点は、今後の担い手不足対策としても極めて有効であると考えます。数台の規模からでも計画的な小型車両の導入を検討していただくことを併せて、強く要望いたします。現場には今、女性の方もたくさんおられます。全ての現場で汗を流す方々が意欲を持って働き続けられる環境づくりに、今後も全力で取り組んでいただくことを強く要望いたしまして、私の全ての質問を終わります。

●熊谷誠一委員 私からは、ヒグマ対策について、捕獲の観点とICTを用いたヒグマ対策について、順次、質問させていただきます。

昨年の札幌市におけるヒグマの出没件数は360件にも上り、私も登録しているLINEに、ヒグマ出沒情報が1日に何件も送られてくるという、これまで経験したことのない状況でございました。そうした中、西区ではクマに襲われ、けがをされた方もおり、私の住む中央区でも、頻繁に出没情報が発出され、子供が通う小学校のすぐ目の前でヒグマの目撃情報があり、ここでは令和5年にも

同じように目撃情報があったところがございますけども、今回は臨時休校になるなど、市民生活に極めて大きな不安を与える深刻な状況が続いたところでございます。こうした状況が今後も続く可能性に大きな危機感を感じたことから、我が会派では、科学的データに基づく個体数管理を徹底することで、成果を上げている兵庫県のクマ対策を視察させていただき、その取組を学んでまいりましたが、改めて出沒後の対処に追われるのではなく、地域個体群の密度を適正に管理する管理型の施策を徹底することの重要性を強く実感してきたところでございます。

さきの代表質問において、我が会派から現在の札幌市の対策は、市街地に出没した個体を捕獲する事後対応が中心となっており、この方法だけでは、山側の個体数が減らず、新たなクマが市街地に押し出される悪循環に陥ることに懸念を示し、市民の命と生活を守るためには、予防型のヒグマ管理を広く導入し、ゾーニング管理における都市近郊林ゾーンに加え、森林ゾーンも視野に入れた生息数の管理に緊急に着手すべきと訴えたところでございます。

北海道ヒグマ管理計画では、札幌市を含む積丹・恵庭地域個体群の推定個体数は約850頭とされ、ヒグマとのあつれきが社会問題化していなかった2001年から2010年頃の水準を目指すため、10年間で1,030頭の捕獲目標が掲げられております。

また、環境省が令和8年2月16日付で示した特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）の改定案では、現在、パブリックコメント中でありますけども、積丹・恵庭地域があつれきを軽減するため、個体数管理が必要な地域に分類されており、国としても明確に管理強化へかじを切っております。

そこで質問ですけれども、札幌市として、個体数管理のための捕獲に積極的に取り組むべきと考えますが、いかがかお伺いいたします。

●渡邊環境管理担当部長 個体数管理のための

捕獲についてお答えをいたします。

札幌市では、北海道が策定しました北海道ヒグマ管理計画に基づきまして、問題個体の捕獲や春期管理捕獲の推進によって、ヒグマとのあつれき低減に向けて取り組んできたところでございます。しかしながら、近年の生育状況調査におきまして、市街地と近接しております藻岩山や三角山などで、新たな親子グマが確認されておりまして、今後も市街地への出没が懸念されているところでございます。このため、市街地周辺において、積極的な捕獲を進める必要があると考えており、ヒグマ対策重点エリアを中心に、低密度化に取り組んでまいります。

●熊谷誠一委員 被害防止のための積極的な捕獲についても、必要との見解であったかと思えます。先ほども述べたように、昨年は、市街地近郊のみならず、これまで出没がなかったような地域でも出没目撃情報が相次いだことから、住民のヒグマに対する恐怖と不安は確実に広がっており、対策を求めるお声を多くいただいたところでございます。このような地域を含め、二度と市街地に出没させないよう、侵入防止策に加え、捕獲に力を入れていく必要があると考えます。これまでのような出没をしてから対応する事後対応型では、市民の不安は解消されないことは明らかでございます。再び市街地に出没させないためには、侵入防止策に加え、被害が発生する前の予防的捕獲が重要であります。

そこで質問ですが、被害が発生する前の予防的捕獲について、どのように取り組んでいくのか伺います。

●渡邊環境管理担当部長 予防的な捕獲につきまして、お答えいたします。

まずは、これまでも実施してまいりました人里出没抑制のための春期管理捕獲につきまして、効果的な場所を選定しながら、今年も引き続き取り組んでまいります。

また、被害を未然に防止するため、箱わな等を

用いた予防的な捕獲についても、昨年までの出没状況などを踏まえまして、設置場所や設置時期など、具体的な手法を検討しているところでございます。現在、進めておりますさっぽろヒグマ基本計画の改定作業におきましても、予防的な捕獲を行うべきエリア等について協議を進めているところであり、市街地周辺のヒグマの低密度化を図ることで、市民の安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

●熊谷誠一委員 ありがとうございます。一旦ちょっとここで要望を述べさせていただきたいと思うんですけども、先ほどさきに答弁ございましたように、定着個体の低密度化に取り組むという旨の答弁がございましたけども、そもそもこういうふうな状況になる前に、様々な専門家からもお声があったところで対策を講じるべきではなかったのかということも本当に思うところでございます。市街地近郊でのヒグマの出没が増加している状況を踏まえれば、一步踏み込んだ対策を札幌市も行う必要があると思います。低密度化という言葉がございましたけども、札幌近郊においては、ヒグマを生息させない、また、出没させない、強力な取組、対策をぜひともお願いしたいと思えます。

西区でのヒグマ被害では、一步間違えれば命を落としかねない事故になっていた可能性、それを考えると、明日は我が身、我が地域に、そういった事故が起きても何も不思議ではない、そういった危機感を持って、ことに当たっていただきますよう、心からお願い申し上げます。

次に、ICTを活用したヒグマ対策について伺います。

近年のヒグマ出没の増加は、市民生活に深刻な影響を与えると同時に、対応に当たる行政職員や猟友会の皆様にも大きな負担を強いていると思います。こうした中、ICTなど、新しい技術の活用は、効果的かつ正確な業務遂行の観点だけではなく、業務の効率化による人的リソースの創出と

いう観点からも非常に重要だと考えます。昨年のヒグマ出没多発時には、担当職員が昼夜を問わず対応に追われ、まさに寝る間もない状況であったことから、ヒグマ対策においても、より積極的なＩＣＴの活用が求められていると感じます。

そうした観点からも、昨年10月9日には、秋元市長に対し、市民の命と暮らしを守るヒグマ対策強化を求めた緊急要望を提出し、その中でＡＩカメラの設置の推進やドローンを活用した市街地への侵入抑制策等の最新技術を積極的に活用すること等を求めさせていただいたところでございます。

さっぽろヒグマ基本計画2023の中では、ＩＣＴ等の技術を活用したヒグマ対策を推進するとうたわれており、国においても、環境省は鳥獣保護管理行政の高度化に向け、ＩＣＴやデータ活用を強化する方向性を示しており、市街地出没への迅速対応やデジタル技術による効率的な個体管理の必要性が議論されていると伺っております。

そこで質問ですが、現状の札幌市のヒグマ対策において、ＩＣＴ等の技術がどのように活用されているのかお伺いいたします。

●渡邊環境管理担当部長 現状のヒグマ対策におけるＩＣＴの活用状況についてお答えをいたします。

ヒグマが繰り返し出没するおそれのある場所につきましては、自動撮影カメラを設置することで、監視を強化しており、昨年10月に実施しました道内初の緊急銃猟におきましても、ヒグマの早期探知に効果を発揮したところでございます。

また、春期管理捕獲の実施に際しては、上空からドローンによるヒグマの痕跡等の探索を実施することで、広範囲における作業の効率化と従事者の安全性の向上を図ってございます。加えて、ヒグマの誘引物となるくるみの木の伐採を進めるに当たり、ドローンで撮影した画像をＡＩ技術を用いて解析することで、くるみの木の分布を効率的に把握するなど、これまでもＩＣＴを有効に活用してきたところでございます。

●熊谷誠一委員 ありがとうございます。現状の取組については理解いたしました。

我が会派でも、以前よりドローンの活用に注目しておりまして、昨年は、京都府の福知山を訪れ、ハンティングドローンという名をつけられた、そういった活用の取組状況を視察してきたところでございます。

ドローンに搭載されたスピーカーからは、大音量でクマの嫌いな犬のほえる音を出したり、花火による爆発音で追い払いを行う取組や暗視カメラによるパトロールの状況を視察させていただきました。さらに出没情報があった場合、職員やハンターの安全確保のために、ドローンを飛ばし、状況を空から確認するという取組も伺いました。

札幌市においても、次年度はドローン等のＩＣＴ活用に予算を計上していると伺っております。

そこで質問ですが、ＩＣＴの活用について、具体的にどのようなことを実施していく考えかお伺いいたします。

●渡邊環境管理担当部長 今後のＩＣＴ活用について、お答えをいたします。

ドローンにつきましては、これまでの活用方法に加えまして、次年度は、赤外線カメラやスピーカーなどを搭載した機体を用いて、ヒグマの追跡調査や市街地出没時における住民への避難誘導等へ活用できるかどうか、そういった実証実験に取り組んでまいります。このほか、捕獲従事者による巡視や追い込み作業、これの安全性を高めるため、ＧＰＳによって複数の従事者間で、リアルタイムに位置情報を共有するシステムを試験的に導入しまして、迅速、かつ的確な現場連携が可能かどうか検証を行う予定もでございます。

今後も技術革新や他自治体の先進事例などを注視しながら、効果的にＩＣＴを活用することによって、実効性の高いヒグマ対策につなげてまいりたいと考えてございます。

●熊谷誠一委員 ありがとうございます。最後に、ちょっと要望を申し述べさせていただきます。

今、ご答弁ありました実証実験をはじめ、他地域の取組を積極的にもちろん調査・研究していただきたいと思います。具体的には、AIを用いた取組として、ドローンで収集したクマの位置情報、これをAIに読み込ませ、行動パターンを解析して、クマ出没予報の発出ができるのではないかと、ドローンを活用した自動パトロール体制なども検討されております。今後の最新技術などもしっかりと取り入れて、総合的なヒグマ対策を進めたいと思います。

また、クマ対策費用の確保に活用ということで、ふるさと納税を活用した取組もされているという、そういったことが北海道新聞にも載っておりました。そもそもそういったふるさと納税を活用するというような、もう案件ではない状況かもしれませんけども、こうした取組によって、市民の皆様がクマに対してのいろんな知見を深める機会にもなるかと思うので、こうしたこともぜひ検討していただいて、クマ対策の総合的な取組を引き続きよろしくお願いいたしまして、私からの質問を終わります。

●**かんの太一委員長** ここで、およそ20分間、委員会を休憩いたします。

休 憩 午後2時53分

再 開 午後3時15分

●**わたなべ泰行副委員長** 委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

●**あおいひろみ委員** 私からは、大きく2点、ヒグマ対策についてと都心部の喫煙対策について二つ質問いたします。

まずは、ヒグマ対策についてです。

ヒグマ注意報・警報の発出に至る判断及び対応策についてです。

昨年秋の市内におけるヒグマの出没多発を受けて、市の対応について質問させていただきます。

このことに関しては、我が会派からは、昨年の第4回定例市議会において、想定外の出没増加に備えた対応と体制の在り方や、さっぽろヒグマ基本計画の今後の考え方について質問させていただいたところです。このときには、市の体制を中心に答弁いただきましたが、想定外の出没増加という点においては、それを市民にどう周知し、注意喚起していくかということも非常に重要と考えます。市民への注意喚起の手法の一つとしては、北海道が発出しているヒグマ注意報・警報があります。この仕組みは、ヒグマによる人身被害を防止するために、必要な注意喚起を行うとともに、市町村等における効果的な人身被害防止対策につなげていくことなどを目的に、令和4年度から始まったものであり、札幌市においても、これまで注意報が5回、警報が1回発出されています。特に昨年の9月26日には、出没多発の状況を受け、市内6区を対象に注意報が発出され、同日夜に発生した人身事故により、西区では、警報発出に引き上げられたところです。

ヒグマ警報は、昨年7月に、福島町で初めて発出されたものでありますが、札幌市は、これに続く2例目となり、昨年の出没多発を象徴する出来事の一つとなったところです。

北海道では昨年、このほかにも全道至るところで注意報を発出する事態となり、こうした状況に鑑み、今年1月には、より効果的な注意喚起や実効性のある対策につなげていくことを目的に、実施要領が改正され、発出基準が変更となりました。

具体的には、例えばヒグマ警報の発出基準が、これまでの市街地付近での人身事故発生のみであったものから、人を恐れないヒグマが市街地に頻繁に出没するなど、人身被害の発生が非常に高まったときとされ、注意報とともに発出される範囲が拡大することになったものと理解しています。

こうした動きを受け、札幌市としても、今後の出没時の対応として、市民への注意喚起の対応をこれまで以上に強化していく必要があるのではな

いでしょうか。

そこで質問ですが、従来のヒグマ注意報・警報発出時に、市民への周知等をどのように行ってきたのか、また、発出基準見直しに伴い、市としてどのような対応をしていく予定なのか伺います。

●渡邊環境管理担当部長 ヒグマ注意報・警報の発出時の対応について、お答えをいたします。

昨年のヒグマ注意報等の発出に際しては、市公式ホームページやLINE、Xによる速やかな周知に加えまして、警報が発出された西区において、特に出沒が懸念された地域へのチラシの配布や出前講座の開催によりまして、直接的な注意喚起も行ったところでございます。このたび、北海道の実施要領が改正されたことで、委員ご指摘のとおり、より早い段階で注意報が発出される運用となりますため、札幌市としましても、これまで以上に、迅速かつ的確な情報伝達が不可欠であると考えております。今後も注意報等の発出時に、市民がとるべき具体的な行動を様々な媒体を活用して効果的に周知するとともに、事態の深刻さに応じまして、周辺のパトロールの実施や住民の早朝・夜間の外出自粛要請など、必要な対策を講じてまいります。

●あおいひろみ委員 いろいろな手法で発出しているとのことでした。

私自身、LINEの配信設定で、ヒグマ出沒情報の夜間出沒は受け取らないにしていました。しかし、ヒグマの習性などを考えますと、夜間や明け方の情報と、それによる市民の意識が重要と考えます。LINEの配信が命を守るツールであり、お知らせが慣れてしまわないよう、講座などで周知できるとよいなと思っております。その市民の意識醸成に向けた取組強化について再質問いたします。

北海道のヒグマ警報・注意報の見直しに合わせた札幌市のさらなる周知や対応については、ぜひ積極的に進めていただき、被害の拡大防止に尽力していただきたいと思います。

一方で、ヒグマ警報・注意報発出時に、市民一人一人へ、自分が何をすればよいかということをしつかりと理解し、行動変容していただくためには、平時からのヒグマへの意識醸成が重要になるのではないのでしょうか。意識醸成には様々なものがあると思いますが、例えば現在、市が進めている小・中学校のヒグマ講座は、全道的にも先進的な取組であり、子供に向けた啓発という大変重要な位置づけであると理解しています。

また、地域住民や学生が主体となって行われている草刈り活動は、私も何度か参加させていただいており、見通しをよくするというだけでなく、自らヒグマ対策に携わっているという意識が芽生えるという効果もあり、非常によい取組であると実感しています。

現在、昨年の出沒を受け、ヒグマへの市民意識は高い状態にあると思いますが、こうした意識を継続させ、さらに高めていくためには、より工夫した意識醸成の在り方が求められると考えます。

そこで質問ですが、今後、市民のヒグマへの意識をより高めていくために、どのように取組を行っていくのか、市の考えを伺います。

●渡邊環境管理担当部長 市民のヒグマへの意識を高めていくための取組についてお答えをいたします。

主に小・中学生を対象としておりますヒグマ講座は、子供の頃からヒグマについて正しく知り、どのように行動すればよいのかを身につけてもらう重要な取組であると認識をしております。このため、例年約30校で行っておりますヒグマ講座の拡充に向けまして、これまでの各学校への案内の送付に加えて、市教育委員会と連携して、本事業の意義を様々な機会を捉えて学校に伝えるなど、教育現場における関心と理解を深める方策を検討してまいります。

また、これまで実施してきましたパネル展に加えまして、民間イベントへの積極的な出店や企業と連携した啓発活動など、官民の連携強化をする

ことで、より多くの市民がヒグマに対する正しい知識に触れる機会を増やしてまいりたいと考えております。

●あおいひろみ委員 意識醸成は1日にして成らずと思います。先日、環境共生担当課の坂田課長が登壇している、カラスとヒグマとヒトとの交差点という市民団体のイベントに参加させていただきました。意図しない餌づけについてのテーマであって、市民の皆さんがそれぞれに思いを考えて寄せていくという、とても有意義な会であったと思います。そういったものに参加するのをもとてもよいと思いました。

私が参加している石山の草刈り、そして藻岩高校の学生が卒業後も続けている草刈り活動では、草刈りのときに、札幌市から配布される軍手やタオルなどみんなでそれを巻いて、汗をかきながら、拭きながら草刈りをするというのが、とても私は印象的でよい取組だなと思っております。タオルや軍手に特別感があってうれしいのと、その草刈りの後に行われる酪農学園大学の佐藤喜和教授の最新の情報が得られる勉強会、そして地域の皆さんが考えたビンゴゲームなどの草刈り後のイベントなどもとても楽しいです。そういったことをしっかりと見ることも札幌市の役目なのかなと思っております。小さな予算でも、市民一人一人が取り組むことで、命を守る取組になりますので、意識醸成の取組をしっかりと見ていただくことを求めて、この質問を終わります。

次に、都心部の喫煙対策の見直しの検討について伺います。

先ほど来の質疑でもありましたとおり、現在、ポイ捨て等防止条例に基づく喫煙制限区域の拡大や加熱式たばこの規制対象への追加等が検討されているとのことでした。我が会派にも寄せられている声でもあり、今後、札幌がより快適に過ごせるまちになることを期待しているところです。特に、すすきの地区での実効性の担保という課題もありますが、市民や地域がつくり上げる取組と

期待するとともに、本市としても必要な支援についての検討を求めているとおきたいと思います。

先ほども前川委員の質問で、令和9年頃にまとまるスケジュールについて答弁がありましたけれども、新しいルールがまとまった暁には、ルールを知らなかったということがないように、しっかりとした周知が必要であります。

そこで質問ですが、新しいルールをどのように周知していくつもりなのか伺います。

●沼田清掃事業担当部長 都心部の喫煙対策の新しいルールの周知についてということでございます。

現在は、散乱等防止指導員が巡回しながら、喫煙者をはじめとした歩行者に対して、ルールの周知を行うとともに、喫煙制限区域内に看板や路面ステッカーを設置し、そこが喫煙制限区域であることを理解してもらえるようにしているところでございます。これらについては、新しいルールの周知においても継続していく予定でございます。

また、今後、新たに喫煙制限区域になるところにつきましても、新ルールの運用が始まる前から指導員を巡回させ、周知を行っていききたいと、このように考えているところでございます。

●あおいひろみ委員 これまでと同様の取組を継続するとともに、新たに喫煙制限区域となるところも新しいルールの運用前から巡回して周知することを検討するとのことでありました。実効性のある周知を検討していただきたいと思います。

シンガポールでは、渡航者に罰則規定をはじめ、国のたばこ事情を入念に知らせ、注意喚起する国もあると聞いています。札幌の事情を丁寧に説明するためにも、本条例を上手に機能させていただきたいと思います。

昨日、巡回指導の方と一緒に市内を回りました。指導員の方の話では、やはりインバウンドなどの方がノースモーキングエリアということを知らなくて、注意すると、S o r r yと言って、そういう場面が多いとのことでした。そういった規制に関

する周知啓発と併せて、どこでならたばこを吸うことができるのかを伝えていかなければ、喫煙者は困ってしまうのではないかと考えます。特に、インバウンドも含めた観光客は、札幌の地理に詳しいわけではないので、情報が必要と考えます。

今後、喫煙制限区域の拡大と併せて、その実効性を確保するために、喫煙所を整備する方針であるとのことですが、整備手法によっても、アプローチの仕方は変わるとは想定しますが、喫煙所を整備したとしても、きちんと利用されないという意味がない。認知してもらうことも重要と考えます。

そこで質問ですが、新たに整備するものも含めて、喫煙所のことをどのように周知していくつもりなのか伺います。

●沼田清掃事業担当部長 喫煙所の周知について、お答えいたします。

都心部の喫煙対策に関するルール周知は、広く市民に対して行うのは当然のことながら、特に都心部の喫煙者への周知を強化することでより効果的に路上喫煙を抑止することができるものと考えているところでございます。具体的には、平日における都心部の路上喫煙者の多くは、オフィスで働いている人であると考えられることから、都心部にオフィスを構える企業に対しまして、ルールの遵守と喫煙所の使用について、社員の方々への周知を要請する予定としております。あわせて、観光客に対しましても、喫煙所の場所を含めた都心部の喫煙に関するルールにつきまして、札幌の観光情報や宿泊するホテルの喫煙所において、掲示等を行うなどして発信をしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

●あおいひろみ委員 昨日の巡回のときのお話なんですけれども、時々人通りの多い場所で立って、三、四分立ち止まって啓発活動をしていました。指導員さんの話では、この立ち止まっているときによく喫煙所はどこですかと聞かれることがあるそうです。きちんと吸いたい、きちんとした場所で吸いたいという人がいるということが分

かりました。ルールを守ってもらい、喫煙所を利用してもらうためには、効果的な周知が不可欠であるため、具体化に向けた検討を求めていると思います。

近年、多くの指定都市で、公共の場所における喫煙規制が強化されていますが、同時に喫煙所の整備も行い、実効性の確保を図っているようです。情報発信の仕方についても、アプリの活用など、他都市の事例を参考にして、新ルールのスタート時から実効性のある取組となるよう求めます。

健康増進法が改正され、望まない受動喫煙を防止する取組が始まり20年以上が経過しました。分煙対策を行うとともに、禁煙を促す取組を一層充実させることを求めて、私の全ての質問を終わります。

●福田浩太郎委員 わたなべ副委員長の初さばきということでありますので、テンポよく質疑をさせていただきたいと思います。

私からは、次期一般廃棄物処理基本計画を見据えた新たなリサイクルの検討について質問したいというふうに思います。

来年度の予算案の中で、一般廃棄物処理基本計画策定費ということで、次期基本計画の策定に係る関連経費が計上されております。来年度より、次なる基本計画策定に向けた議論が本格化していくものと考えております。先日の他会派の代表質問では、次期計画の策定に当たっては、循環経済への移行や脱炭素化といった国の動向を捉えることや人口減少に伴う担い手不足など、札幌市を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、令和8年度に設置する審議会において、検討を進める旨の答弁が副市長よりあったところであります。

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃棄物処理法に基づき策定をする一般廃棄物処理の長期的な基本方針であり、当該計画の策定を通じまして、ごみの発生抑制、リユースや再生利用、リサイクルなどの

方向性を定め、新たに必要な施策を盛り込んでいくものと考えており、特に新たなリサイクルについても、その実施について議論されるものと考えております。

そこで、まず1点目の質問ですが、当該計画を策定する際の基本的な考えについてお尋ねをいたします。

●中村環境事業部長 一般廃棄物処理基本計画を策定する際の基本的な考え方について、お答えいたします。

環境省のごみ処理基本計画策定指針では、一般廃棄物処理基本計画を策定する際には、ごみの減量化やリサイクルに係る推進方策等を定めるものとされております。その推進方策等を定めるに当たりましては、まずはごみの発生を抑制し、それでもなお廃棄する場合には、リサイクルなどにより、できる限り循環的な利用を行うものと示されております。

また、リサイクルを検討する際には、地域の実情を踏まえつつ、再生品市場の存在や経済的価値、再生利用の容易性、減量効果の程度等を総合的に勘案し検討するものとされております。

●福田浩太郎委員 ありがとうございます。一般廃棄物処理基本計画の策定に係る基本的な考え方、確認を含めて質問し、ご答弁をいただきました。

次に、一般廃棄物処理基本計画策定費では、もう計画策定だけではなくて、製品プラスチックリサイクルに係る調査費用についても予算計上がされております。我が会派でも、かねてより関心を示しているように、次の計画では、製品プラスチックのリサイクルについても議論がされていくのではないかと思います。

令和7年第3回定例市議会の決算特別委員会では、過去に行ったサウンディング型市場調査において、様々なリサイクルルートに係る提案が出されたのご答弁をいただいております、それらの提案を踏まえ、さらなる調査が必要であるということか

と思います。

そこで二つ目の質問でございますが、製品プラスチックのリサイクルについて、来年度はどのような調査を行っていくのか、また、調査結果をどう次の計画策定に反映をさせていくのか、お尋ねをいたします。

●中村環境事業部長 製品プラスチックのプラスチックリサイクルの調査内容と、それから調査結果の次期計画への反映について、お答えをいたします。

この調査は、製品プラスチックのリサイクルにつきまして、新たに民間施設を誘致する場合や既存施設を改修し継続利用する場合など、複数の事業手法を幅広く検討するものでございます。検討に当たりましては、費用面をはじめといたしまして、再生材の品質や販路の確保、環境負荷低減効果など、様々な観点で評価を行う考えでございます。

調査結果につきましては、審議会にお示しをした上で、次期計画における製品プラスチックリサイクルの位置づけや方向性についてご審議をいただきまして、その結果を踏まえまして、計画への反映について判断してまいりたいと考えております。

●福田浩太郎委員 ありがとうございます。製品プラスチックリサイクルの検討の方向性、確認をさせていただきました。

大都市札幌におきましては、大変多くの容器包装プラスチックですら、大変な量のもので出てきてまして、それを現在1か所で分別、また、見える化をしているわけでありませうけれども、なかなかこれほど大規模なプラスチックの処理をしている都市はないというふうに思っております。我が会派も先進都市を様々視察をしておりますが、リサイクル事業者側でも、再生品の流通、今もお話があったけれども、この分別をして再資源化をするといえますか、この再生品を生み出すわけですが、この流通の観点、出口のほうで、いろ

いろいろ苦労しているというお話を聞いてまいりました。例えば全国で初めて大臣認定ルート、33 条ルートを取得をした仙台市では、今、製鉄所のコークス利用というものが、この地域では現在、提唱をして、北海道も提唱しておりますが、そうしたことで大きな出口を失っております。

その関係もあって、今、固形燃料やペレットを作っておりますが、あまりこうした出口の確保は、リサイクル業界の努力だけでは限界があるということで、動脈産業、いわゆるこの製造業や、また、消費者側の再生品利用の理解促進というものが不可欠だというお話が印象的でした。

また一方で、昨年4月に認定の取得をした川崎市のJサーキュラーシステム、これは川崎市の重化学工業地帯でございます。グループの製鉄所でのコークス利用や、また、近隣の化学工場でのガス化にはまだまだ余力があるということ。

また、加えて、広大な製鉄工場跡地でのマテリアルリサイクルなど、重工業地帯という特性を生かして、再生品の行き先には全く困っていない対照的なこの2例を目の当たりにしたところでございます。

今後、様々詰めていくというふうに思いますが、ご答弁にもありましたけれども、運搬経費を考え、また、リサイクル品の需要動向、そしてリサイクル事業者側の状況もしっかり聞き取っていただいた上で、慎重に検討を進めていただければと思います。

さて、プラスチックリサイクルは、札幌市が推し進めているゼロカーボンの推進に寄与するものと考えますが、この製品プラスチックと同様に、プラスチックが多く含まれている廃棄物として、使用済み紙おむつがございます。2023年度に環境省が実施をした調査によると、日本国内で排出される紙おむつは、2021年では、年間約235万トンであるところ、これが2030年、9年たつと、245万トンに、10万トン増加するという推計がされております。高齢化の進行とともに、今後も排出量

の増加傾向が続くものと見込まれております。

国の第5次循環型社会形成推進基本計画においても、紙おむつの再生利用の促進が掲げられており、紙おむつリサイクルの実施や検討を行う自治体を2030年度までに150自治体に増やすなど、具体の目標まで掲げられているところです。

そのような中、昨年、民間企業が新たに、ここ北海道、お隣の石狩市に事業所から排出される紙おむつのリサイクルを想定した施設が新設いたしました。我が会派も、先日、視察をさせていただいたところであります。この施設では、集めた使用済み紙おむつをパルプやプラスチックなどに分離し、製紙工場のパルプ原料や公園など、野外で使われる耐久性のあるプラスチック製擬木の原料として再資源化すると聞いておりまして、資源に乏しい我が国にとっても意義ある取組であると考えております。

そこで質問であります。使用済み紙おむつのリサイクルについて、札幌市として、どのように考えているのか、現時点での認識をお尋ねをいたします。

●中村環境事業部長 使用済み紙おむつのリサイクルに対します現時点での認識についてということでございます。

使用済み紙おむつは、高齢化等の進展に伴いまして、排出量の増加が見込まれておりますものの、国の調査結果等によりますと、現時点では、技術面あるいは費用面において課題があるものと認識しております。

一方、国においても、紙おむつのリサイクル拡大に向けた取組を進めておりまして、今後、リサイクル技術のさらなる進歩やコスト低減も期待されるところでございます。このため、石狩市に新設された施設での処理状況を含めまして、まずは、他自治体での実績などを注視してまいりたいと考えております。

●福田浩太郎委員 ありがとうございます。現時点での認識、非常に仕方ないかなというふうに

感じるところでございます。

いろいろ打合せをしていますと、やはり収集運搬の課題もございます。

また、今、お話があった処理費用が高いものなのかどうなのか。また、水を使うわけでございます。下水処理に与える影響など、様々に検証する必要があるということは理解を致すところでございます。

しかし、循環経済への移行、そして脱炭素という大きな流れからしっかりと検討していく必要があるというふうに思います。

また、脱焼却による環境負荷の低減、また、これにより焼却炉のサイズ決定にも与える影響は小さくないというふうに思っております。特にゼロカーボンについては、令和4年度の某報告書によりますと、札幌市内で発生した使用済み紙おむつ量は、年間3万3,955トンと推計をされております。大変多い量でございます。先ほどの食物残渣よりも多いようでございます。これを全てリサイクルした場合、これ、装置メーカーの試算なんですけれども、焼却処理と比較をして、年間約1万2,000トンのCO₂削減が可能になるということでございます。排出量削減効果等に一定の規模があり、市の環境目標と具体的に結びつけて検討する分野の一つではないかと考えるところでございます。ぜひ取り組むべきであると申し上げて、私の質問を終わります。

●ふじわら広昭委員 私は、3項目質問いたします。

1項目めは、大規模災害時における瓦礫などを処理する一次置き場、二次置き場の確保と清掃工場の耐震対策について。

2項目めは、発寒清掃工場更新に合わせて、石狩市と当別町のごみ受入れに伴う減量対策及び仮称新発寒清掃工場建設の事業者選定について。

3項目めは、市有施設の照明LED化についてです。

初めは、1項目め、大規模災害時における瓦礫

などを処理する一次仮置き場、二次仮置き場の確保と清掃工場の耐震対策についてです。

最初の質問は、瓦礫などの仮置き場として使用可能な市有施設についてです。

2019年3月策定の札幌市災害廃棄物処理計画は、大規模災害時に発生する瓦礫や家庭ごみを迅速、かつ適正に処理するための行動計画と位置づけられております。同計画では、震度7の地震が発生した場合に、約704万トンの災害廃棄物が発生することを想定しており、その量は、札幌市が処理するごみ量の約12年分であることから、3年間で処理することを基本としています。

また、既存施設にて、災害廃棄物の保管や処理が困難な場合には、一時的に廃棄物を保管し、選別などを行う仮置き場を設置することとしており、その後、再資源化や最終処分を行うまでの手順を定めております。この仮置き場は、災害廃棄物の量や種類などに応じて、一次、二次の仮置き場を設置することとしており、一次置き場では粗分別を行い、二次仮置き場では破砕し、再資源化施設や焼却施設への搬出を行うこととなっております。

また、仮置き場の候補地につきましては、1ヘクタール以上の市有地を活用する方針となっておりますが、災害時には、道路や橋などのインフラが被災し、移動が制限されるおそれがあるほか、自衛隊の野営場や仮設住宅などとの優先順位を考慮して選定していかなければなりません。

そこで質問ですけれども、一次仮置き場及び二次仮置き場の候補地となる市有地は、豊平川の左右にどの程度あるのか伺いたいと思います。

●中村環境事業部長 仮置き場の候補地の箇所数について、お答えいたします。

仮置き場につきましては、1ヘクタール以上の面積を有します市有地から選定をすることを基本としておりまして、公園や未利用の市有地等の利用を想定しております。候補地となる1ヘクタール以上の市有地の箇所数につきましては、中央区、東区などの豊平川の左岸、それから白石区、豊平

区などの右岸で、それぞれ100か所程度となっております。実際に仮置き場を決める際には、市内被災状況などに応じまして、自衛隊の拠点や仮設住宅の建設用地などとも調整を行った上で、選定することとしております。

●ふじわら広昭委員 次の質問は、仮置き場の運営・管理についてです。

仮置き場は、速やかに設置されることはもちろん、その後の適切な運営・管理が重要だと考えます。一度に大量の瓦礫や廃棄物が集まるため、適切な分別や管理が行われなければ、悪臭の発生や害虫の繁殖、さらには火災の発生などの二次被害を招き、周辺住民の生活環境を損なうおそれがあります。

また、仮置き場で、適切に分別が行われないと、その後の処理が滞り、街中の瓦礫の撤去がいつまでも進まず、復旧が大幅に遅れるだけでなく、処理コストも増大します。そのため、過去の災害における仮置き場の運営・管理面での課題として、職員自身が被災者となり、仮置き場の開設や管理に十分な人員を割けなかった。あるいは民間事業者との役割分担が曖昧で、混乱したといった事例が挙げられています。

そこで質問ですが、仮置き場を適切に運営するためには、多くの人員や重機などの資機材が必要であり、民間事業者との連携が重要だと考えますが、札幌市として、仮置き場の管理運営をどのような体制で行うのか、迅速な復旧に不可欠な収集運搬車両や人員の確保について具体的にどのような民間団体と協力体制を構築しているのか伺いたいと思います。

●沼田清掃事業担当部長 仮置き場の運営・管理について、お答えいたします。

札幌市では、大規模地震等の発災時には、環境局職員による仮置き場運用グループを編成し、仮置き場を開設することとなっております。開設後は、廃棄物処理業者で構成されます公益社団法人北海道産業資源循環協会と締結しております震災

等廃棄物処理の支援に関する協定に基づきまして、車両や人員の確保を含め、災害廃棄物の収集運搬や処分だけでなく、仮置き場の運営・管理を委託する体制としているところでございます。

また、札幌市と同協会は、道内他自治体とともに、毎年、環境省が主催する大規模災害を想定した仮置場設置訓練に参加しており、現場レベルでの具体的な対応を確認しているところでございます。

今後も災害発生時に、迅速かつ適正な仮置き場の運営・管理ができるよう、平時からの連携をさらに強固なものとしていきたいと考えているところでございます。

●ふじわら広昭委員 この仮置き場などについての要望を申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

災害の規模にもよりますが、先ほども申し上げたように、札幌の計画では、最大約700万トンの瓦礫などが出るということが想定されているわけであります。

先ほど部長から様々な対策などについては答弁いただいたところでありますけれども、やはり700万トン、あるいは500万トン、300万トンという一定のシミュレーションをしながら、その場合には、どこに仮設住宅を建てるのか、自衛隊の野営地を置くのか、そして瓦礫などの受入れ、処理をする一次、二次置き場をどこに確保していくのかということをもっときめ細かく準備をしていただきたいと思います。

答弁にもありましたように、公園ですとか、市有地の未利用地などがあるわけでありまして、調べてみますと、公園というふうに位置づけられているところは、種類は、街区公園から近隣公園などがありますけれども、10種別の公園があります。その箇所数は2,744か所で、総面積は2,505ヘクタールとなっているわけであります。

しかし、こちらからも指摘しましたように、1ヘクタール以上の面積がなければ駄目だというこ

とであります。単純計算しますと、700万トンの瓦礫を1ヘクタール当たりの土地に置く場合に、何か所ぐらい単純計算で必要かという、これを計算していきますと、700か所ぐらい必要になるんですね。例えば、700万トンのごみ、瓦礫を比重0.2%に仮定をして、計算をして、高さ5メートルまでこれを積み上げていくということになると、やはり今、申し上げたように、700か所ぐらい必要になると思うわけであります。

そういう意味では、使える公園も限定されてくるわけありますので、ぜひ、そうしたこれからは詳細な準備をしなければいけないというふうに私は思いますので、一般社団法人の廃棄物の処理の団体などとも協議をして、具体的に札幌市が災害が起きた場合には、重機をどのくらい札幌市に確保していただけるのか、そうしたことも私はしっかりと対応していかなければいけないというふうに思っているところでありますので、ぜひともそうした準備をしていただきたいと思います。

次にこの項目の最後の質問でありますけれども、清掃工場の耐震についてです。

15年前の2011年3月に発生した東日本大震災では、仙台市の複数ある清掃工場が地震の被害に遭い、使用できなくなりました。某メーカーと某自治体の協力により、同自治体の新規清掃工場に納品する予定のプラント設備を仙台市に活用し、ごみを複数年にわたり焼却した事例があり、私も現地へ視察調査をしてきたところであります。

そこで質問ですが、札幌市内には、清掃工場が3か所ありますが、月寒断層地震による影響で最も大きな被害が想定されるのは、白石清掃工場と思われませんが、2002年11月に竣工した同清掃工場の耐震対策はどのようになっているのか、改めて伺いたいと思います。

●早川施設建設担当部長 白石清掃工場の耐震対策について、お答えします。

白石清掃工場は、1981年に施行されました改正建築基準法における新耐震基準のほか、1996年に

制定されました官庁施設の総合耐震計画基準に基づきまして設計されており、大地震の発生時においても、人命の安全や施設機能の確保がされるよう、耐震対策が図られております。

●ふじわら広昭委員 この項目についての要望を申し上げて、2項目めに移りたいと思います。

部長の答弁にあったように、新基準などの対策が行われているわけでありませうけれども、地震は起きてみないと分からないという、こうした課題も残っているわけでありませう。そういう意味で、特に白石清掃工場は、河川の近くにあたり、非常に地盤の悪いところに設置がされております。なかなか地下にはたくさんのもう200本、300本近くのくいが打ち込まれていて、建物自体は、崩壊しないというふうには思うんですけれども、常日頃からの点検が必要だと思ふんですね。例えば、ごみ収集車などがピットに行く中で、いわゆるステージと呼ばれる大きなスペースがありますけれども、その下は土があって、くいがむき出しになっているんじゃないかなというふうには私は思うわけでありませうけれども、専門家の皆さんにアドバイスを伺いましたら、やはり白石清掃工場の場合には、河川の近くもあたり、また、地下水などの関係で、やはり土が流れてしまう。そうした可能性もあるし、定期的にくいを確認できるところに入る場所があるはずなので、そこからくいが折れていないか、そうしたことも点検をしっかりしておくことが必要ではないかというアドバイスをいただいたところでありますので、ぜひともそうした対策を白石清掃工場だけでなく、ほかの清掃工場においても取っていただくことを求めて、次の質問に移りたいと思います。

次は、2項目め、発寒清掃工場の更新に合わせ、石狩市と当別町のごみ受入れについてです。

最初の質問は、広域処理の協議に関する覚書に基づく協議についてです。

現在、石狩市の清掃工場は、1日の処理能力が180トンの焼却炉がありますが、老朽化のため、

更新などの検討が行われてきました。その後、石狩市、当別町から札幌市の清掃工場での受入れが打診され、札幌市からは、ごみ減量に取り組む必要性についての働きかけを行い、各自治体が減量、資源化に取り組むことを明記した広域処理の協議に関する覚書を締結しています。昨年の決算特別委員会の質疑で、石狩市の2024年度のごみ排出量は、1万8,302トンで、石狩市の一般廃棄物処理基本計画の基準年であります2019年度の1万8,196トンから106トン増加していることが明らかになりました。その内訳は、市民1日当たりの家庭ごみの排出量は、基準年度の567グラムから14グラム減の558グラム、事業ごみの排出量は、基準年度の4,527トンから1,239トン増の5,766トンとのことであります。

また、同じ質疑の中では、広域処理に向けた協議において、各自治体の減量施策やごみ量に関して、適宜、確認を行っているとの答弁がありました。

そこで質問ですが、昨年の決算特別委員会以降、石狩市、当別町と行ったごみ減量に向けた協議内容について伺いたいと思います。

●中村環境事業部長 石狩市、当別町とのごみ減量に向けた協議内容について、お答えをいたします。

今年1月に、石狩市、当別町とごみの受入れに向けた協議を実施しておりまして、各自治体のごみ減量の取組についても意見交換を行ったところでございます。その中で、石狩市といたしましては、家庭ごみは減少傾向であるものの、石狩湾新港地域の操業企業数の増加などによって、事業ごみが増加傾向にあるため、その対策について検討を進めているとのことでございました。

また、当別町としては、ごみの減量は計画以上に進んでいるけれども、さらなるリサイクルの拡充を目指して、検討を進めているとのことでございまして、各自治体におけるごみの減量や資源化の取組について確認をしたところでございます。

●ふじわら広昭委員 次の質問は、石狩市の石狩湾新港地域から排出されるごみ減量対策についてです。

石狩湾新港地域は、流通地区、工業地区、管理支援地区など、5地区に区分されており、石狩市と小樽市にまたがって造成されています。石狩市の分譲可能面積約1,035ヘクタールのうち、既に操業している企業の面積は、2024年度で、約848ヘクタール、事業者数は632社となっており、今後分譲可能面積は、まだ、約187ヘクタール残っているため、さらに事業ごみが増えることが懸念されるところであります。

そこで質問ですが、石狩市が事業ごみについて、2030年度までにどのくらい増えるの見込んでいるのか、また、事業ごみに対してどのような減量対策を考えているのか、札幌市が把握している内容について伺いたいと思います。

●中村環境事業部長 石狩市の事業ごみの増加見込みと減量対策についてでございます。

石狩市では、事業ごみの傾向につきまして、2021年度に大幅に増加したものの、その後、増加幅が鈍化していることや石狩湾新港地域において、新たに操業する事業者の動向も見逃せないということで、現時点では2030年度までの事業ごみ量を予測することが困難であると聞いております。そのため、関連する統計値等の情報収集を継続して行い、2030年度の一般廃棄物処理基本計画の見直しに向けて、事業ごみ量の目標を検討していく方針であるとのことでございました。

また、事業ごみの減量対策といたしましては、事業者に対して、排出抑制を促す啓発や紙のリサイクル推進に向けた取組について検討を行っているとして聞いております。

●ふじわら広昭委員 ぜひとも減量に向けて協議をさらに深めていただきたいと思います。

次は、仮称新発寒清掃工場の事業者選定についてです。

最初の質問は、今後の事業などの進め方について

てです。

環境局は、2025年5月に発寒清掃工場の更新に向けた事業基本計画を策定しています。同計画では、2034年度の竣工を予定し、新駒岡清掃工場と同様、高効率発電などにより、ごみを焼却するとしています。

また、稼働年数は、環境省のインフラ長寿命計画では、清掃工場の耐用年数は20年から30年とされていますが、新発寒清掃工場では、耐久性の高い設備の導入やメンテナンスに配慮した建築設計をすることによって、長寿命化を図り、30年以上の稼働を想定しています。現在、環境局では、要求水準書の策定を進めております。

そこで質問ですが、今後、要求水準書の公表時期及び事業者選定委員会の設置と開催時期、並びに入札公告時期はいつ頃になるのか伺います。

また、先ほど申し上げましたが、30年以上の稼働を想定していますが、要求水準書では、これを担保するのにどのような性能などを求めているのか伺いたいと思います。

●早川施設建設担当部長 要求水準書の公表時期及び事業者選定委員会の設置時期、並びに入札公告時期及び30年以上の稼働を担保するために、要求している性能等についてお答えします。

まず、1点目の要求水準書の公表時期等につきましてです。

工事の発注仕様書に相当します要求水準書につきましては、令和8年秋頃に実施方針として公表を予定しております。事業者選定委員会は、令和8年夏頃に委員会を立ち上げ、令和8年度中に3から4回、令和9年度中に2から3回の開催を予定しております。

入札公告は、令和9年4月頃を予定しており、令和10年3月頃の本契約締結を目指しております。

2点目の30年以上稼働の担保についてですが、新しい発寒清掃工場では、30年以上の長期稼働を想定していることから、高温にさらされる焼却炉内部に耐久性の高い材質を採用することや将来的

に設備更新を見据えた建物構造にするなど、長寿命化に資する対策を求めていく考えでございます。

●ふじわら広昭委員 次は、事業者選定に当たっての審査項目についてです。

1点目の質問は、地域貢献についてです。

新駒岡清掃工場の事業者選定審査項目には、地域貢献があり、地元企業とのJV構成や下請企業の活用、地元からの資材購入、竣工後の建物の有効活用などの評価項目がありました。プラントメーカーと市内外の建設業者がJVを構成しても、市内の建設業者に下請としての協力要請や資材を購入することになりますので、工事期間中の地元要件は設定せず、竣工後の建物の有効活用や周辺地域との関わりを重視すべきと考えます。

そこで質問ですが、地域貢献の評価項目をどのように考えているのか伺いたいと思います。

●早川施設建設担当部長 地域貢献の評価項目について、お答えします。

発寒清掃工場の更新に当たっては、基本計画に基づき、防災機能の強化や地域貢献に資する建物配置等の工夫を図り、地域社会への還元を推進していく考えであります。具体的な地域貢献の評価項目につきましては、先ほど申し上げました事業者選定委員会において検討を行う予定となっております。

●ふじわら広昭委員 最終的には、選定委員会で決定するわけでありませうけれども、ぜひ議会からも新駒岡の検証をした上で、完成後の地域貢献を評価項目とするように求めておきたいというふうに思います。

次の2点目の質問は、公示価格を評価する際の価格式についてです。

新駒岡清掃工場の事業者選定には、11種類あります価格式の中から10番目の大括弧の10乗の方程式を採用しております。同方程式は、応募した企業がほぼ同じ評価点になる傾向が強くなりますので、総合評価落札方式の観点から改善すべきと考えます。

そこで質問ですが、公示価格を評価する価格の方程式を改善すべきと思いますが、どのように考えているのか伺います。

●早川施設建設担当部長 公示価格を評価する算定式について、お答えします。

他都市の事例や本市のほかの事例における工事価格の評価に関する算定式の調査を行いまして、価格評価の傾向を検証していく予定でございます。その検証結果を踏まえまして、事業者選定委員会において、価格競争を促しつつ、工事品質に適切に評価できる算定式を検討してまいりたいと考えております。

●ふじわら広昭委員 この項目の最後の質問をして、3項目めに移りたいと思います。

3点目の質問は、企業から提案された技術などの審査方法についてです。

一般的に、技術提案を審査する選定委員会は、各委員の評価項目に対する点数を選定委員会全員に公開し、その場で選定委員会の座長及び選定委員が各委員の評価点に質問などを行う時間を確保し、公明・公正に選定していると思います。

しかし、新駒岡清掃工場の事業者選定委員会では、これらを省略をして結論を出していると思います。

そこで質問ですが、今回の（仮称）新発寒清掃工場の選定委員会では、各委員が質問などを行う時間を確保し、選定結果を公明・公正に出すべきと思いますが、いかがか伺います。

●早川施設建設担当部長 事業者選定結果の公表方法について、お答えします。

駒岡清掃工場の更新では、詳細を公開していなかったものの、各委員会で評価の異なる項目等を中心に意見交換を行っており、事業者選定結果につきましては、各委員の視点を踏まえた審査講評として公表したところでございます。

発寒清掃工場の事業者選定では、透明性と公平性を確保するため、事業者選定委員会での議論を経て、評価手順及び選定結果の公表方法を決定し

てまいりたいと考えております。

●ふじわら広昭委員 要望を申し上げておきたいと思います。

ぜひとも座長が中心となって、選定委員の皆さんの評価に対する確認をしっかりといただきたい。具体的には事務局である環境局が、集計した点数をスクリーンなどに映して、全員がしっかりとそれを見て意見交換ができる、そうしたものにしていきたいと強く求めていると思います。

次は、3項目め、最後でありますけれども、市有施設の照明LED化についてです。

最初の質問は、最終的な対象施設数と照明台数及び事業手法と、その採用理由についてです。

パリ協定の国連気候変動枠組み条約に基づく国の地球温暖化対策推進法が施行されて今年で28年、また、札幌市気候変動対策行動計画が策定されてから5年になり、同計画では、2030年度までに、市有施設の照明LED化100%達成を目標としていますが、残り5年となっています。

私は、札幌市の市有施設の取組について、2022年の決算特別委員会から札幌市の取組と課題などについて取り上げてまいりました。昨年の決算特別委員会の質疑では、既にLED化の見通しが整理されている学校及び市営住宅を除く市有施設1,810施設に照明が約43万台設置してあり、そのうち約22万台がLED化済みで、LED化の進捗率は約51%であることが明らかになりました。

札幌市気候変動対策行動計画で、秋元市長は、市有施設の照明LED100%を2030年度までに実現することを目標に掲げていますが、新年度を含めて、先ほど申し上げたように、残り5年となりました。

そこで質問ですが、最終的な対象施設数と照明台数及びどのような事業手法を考えているのか伺います。

また、事業手法を採用した理由について、併せてまず伺いたいと思います。

●吉田環境都市推進部長 最終的な対象施設数

と照明台数及び事業手法とその採用理由について、お答えいたします。

今年度、LED化に向けた調査、検討を進めた結果、学校、市営住宅に加え、公営企業会計において所管する施設などを除く市有施設1,060施設の照明、約8万1,000台を対象といたしました。

また、事業手法といたしましては、ESCO事業を採用し、2026年度から2029年度までの4年間で実施する予定でございます。その理由といたしましては、初期費用をLED化後に削減される電気料金で回収できることに加え、事業者が設計施工を一体で行うことができることや照明のLED化では、省エネ効果を短期間で検証できることから、工期の短縮と経費の縮減が図られるためでございます。

●ふじわら広昭委員 答弁では、対象施設数は1,060施設で、手法はESCO事業で行うということでありました。

そこで質問でありますけれども、1,060施設を対象とした照明LED化事業を幾つかに分割して実施するのか伺います。

また、分割を実施する場合の区分の考え方についても併せて伺いたいと思います。

●吉田環境都市推進部長 事業の実施規模について、お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、今回のLED化事業では、対象となる施設数と照明台数が大変多いことから、分割して実施する必要があると考えているところでございます。

分割区分の考え方につきましては、請負業者側の担い手確保や作業効率等の観点から、施設ごとの施工条件や難易度、施設間の移動距離などを考慮すべきだと考えております。これらを踏まえまして、対象施設を整理したところ、現時点では、3グループ程度に分割して実施するのが妥当と考えているところでございます。

●ふじわら広昭委員 次の質問は、各年度ごとの取組についてです。

今後4年間で、1,060施設を照明LED化をすることになりますけれども、また、これまで施設を所管する各局、または都市局がLED化工事を発注していました。こうした発注方式では、各局の予算確保などの問題からLED化の優先度が低くなり、進捗率が伸び悩んでおりました。新年度以降、5年間で、1,060施設約8万1,000台をLED化するのは容易ではありませんが、そこで質問であります、各年度の実施施設数と全体数に対する割合について、どのように考えているのか伺いたいと思います。

●吉田環境都市推進部長 各年度ごとの取組について、お答えいたします。

現時点で想定している各年度の実施施設数と全体数に対する割合については、2026年度は110施設で、全体の1割程度、2027年度は442施設で4割程度、2028年度は410施設で4割程度、2029年度は98施設で1割程度でございます。

考え方といたしましては、1年目はESCO事業の公募の選定手続や現地調査に要する期間を考慮いたしまして、実施施設数を1割程度と少なく設定しております。本格実施となります2年、3年目には、全体の約8割を実施し、最終年は1割程度とし、実施段階で生じる各種課題にも柔軟に対応できる計画としております。

●ふじわら広昭委員 最後の質問になりますけれども、最終的に対象外とした施設と今後の対応についてであります。

先ほどの答弁では、2029年度までの対象施設は、1,060施設、交換照明台数は約8万1,000台とのことでありました。昨年の決算特別委員会では、学校及び市営住宅を除く市有施設は、1,810施設と報告を受けております。

そこで質問ですが、2029年度までの対象とならなかった最終的な施設数と照明台数について伺います。

また、対象外となった施設の今後の対応をどのように考えているのか伺いたいと思います。

●吉田環境都市推進部長 最終的な対象外施設と今後の対応について、お答えいたします。

今年度の最終的な調査結果では、学校及び市営住宅を除いた市有施設は、1,804施設となりました。そこから公営企業会計が所管する施設やLED化済みの施設及び保全改修にてLED化する予定の施設などを除きますと、127施設、照明台数は、約3,400台が対象外となる見込みでございます。今回、対象としなかった施設につきましては、既に大部分の照明がLED化済みで、使用時間が極めて少ない蛍光灯が残っている施設や人のいない倉庫などがございます。これらにつきましては、蛍光灯の寿命に合わせまして、施設の所管部局で随時更新することになりますが、可能な限り早く完了できるように促してまいりたいと考えております。

●ふじわら広昭委員 要望を申し上げて、質問を終わりたいと思います。

答弁では、2030年までの取組に対象外となっているのは、市長部局だけで127施設、約3,400台及び公営企業会計なども、これにまたプラスされるわけでありますが、その際は、ぜひとも人事異動などで担当者が変わっても、こうした残されている施設数などがしっかりと分かるようなデータを作っていただくことを求めていると思っておりますし、また、公営企業局の担当者からの相談や、また、連携が求められる場合もあると思っておりますので、ぜひともそうした対策に取り組んでいただきたいと思います。改めて、しっかりとした計画をつくられたことを評価するとともに、今後は、その進捗管理をしっかりと行うことを求めて、質問を終わります。

●かんの太一委員長 以上で、第1項環境計画費等の質疑を終了いたします。

次に、第6款 土木費 第6項 公園緑化費中関係分及び議案第3号 令和8年度札幌市駐車場会計予算について、一括して質疑を行います。

●森 基誉則委員 我が会の質疑が続き、かつ

私も本日2度目の質疑ということで大変恐縮ではありますが、1項目だけ質問をさせていただければと思います。

円山動物園の寄附拡大に向けた取組についてです。

円山動物園の令和8年度予算額は、約10億2,000万円とのことで、令和7年度予算額とほぼ同額となっています。ここ最近の物価高の影響により、餌代や光熱費、各施設の整備費など、園の運営に必要な様々なコストが増加している状況下での横ばいの予算というのは、厳しいのではないかと思います。

一方で、本市の中長期的な財政推計では、非常に深刻な局面にあることが浮き彫りとなっています。そのような中、持続可能な動物園運営のため、自主財源の確保が一層重要になります。動物園には寄附という形で応援してくれる方がたくさんいるかと思いますので、寄附収入の拡大に向けて、積極的に取り組んでいってください。とりわけ、動物園応援基金については、基金の設置に先立ち、我が会派から基金の必要性を述べた経緯もありますので、積立額の推移や使途は関心を持って見ているところです。

そこで最初に質問です。

動物園応援基金の積立額の推移と基金の使い道を伺います。

●白水円山動物園長 動物園応援基金の積立額の推移と基金の使途について、回答させていただきます。

動物園応援基金には、円山動物園への直接の寄附やふるさと納税により、令和4年度の設置以降、毎年1億1,000万円ほど積立て、令和6年度末の積立て残高は、約3億2,000万円となっております。

基金の使途としましては、これまでも、ユキヒョウの移送やエゾユキウサギの獣舎拡張といった種の保存を目的とした希少動物種の導入や動物福祉の向上に資する獣舎改修などに活用してきたと

ころでございます。令和8年度は、アムールトラ屋外放飼場の改修やレントゲン機器の更新などに活用し、寄附をいただいた方々への思いに応えてまいりたいと思っております。

●森 基誉則委員 動物園応援基金には、直接ふるさと納税での応援を含めて、毎年1億円以上が積み立てられているということで、今後も動物福祉の向上に資する獣舎改修などに活用していくということでした。

動物の命や生息地の環境、生物多様性の保全の大切さを伝えるという動物園の役割を果たす上で、動物たちの生き生きとした姿を見せていくことは何より重要だと考えます。これからも寄附などを積極的に活用し、動物福祉の向上がより図られるよう施設整備を進め、動物園の魅力をさらに高めていっていただきたいと思います。

このさらにという点についてなんですが、来年度、円山動物園では、初めてクラウドファンディングによる施設改修に取り組むと聞いています。全国の他の動物園でもクラウドファンディングの活用が始まっていますし、本市の財政状況を鑑みると、円山動物園にも、ぜひ積極的な活用を期待したいところです。

そこで質問です。

今回のクラウドファンディングを実施する狙いと概要について伺います。

●白水円山動物園長 クラウドファンディングを実施する狙いと概要についてとのお伺いでした。

来年度というか、来月4月から、レッサーパンダの獣舎改修を目的として、円山動物園では初となるクラウドファンディングを実施いたします。

レッサーパンダは、アジアの高山帯に生息する暑さに弱い動物であるため、夏の暑い時期は、冷房のある屋内展示となり、また、スペースの関係から3頭中2頭のための展示となっておりまして、

今回の改修は、屋内展示スペースを増やし、屋内と屋外を動物の意思で自由に行き来できるようにすることで、動物福祉の向上を図り、また、暑

い日の屋内展示の際でも、飼育している全ての個体を見られるよう観覧環境を充実するものでございます。

クラウドファンディングを通じて、円山動物園の思いや取組などを広く発信し、応援していただける多くの方々と魅力のある動物をつくっていく機運を醸成してまいりたいと考えております。

●森 基誉則委員 レッサーパンダの屋内展示場の充実について、猛暑対策と、あと、動物福祉の向上のための実施を検討しているということでした。

会派としてももちろん応援していきたいと思いますが、寄附していただいた方たちは、できれば寄附後、速やかに改修され、レッサーパンダの小百合、プーアル、エイタ、そして昨日、横浜のズーラシアから来園することが発表されましたヒナギクを早く見てみたいと思っている方は多いのではないのでしょうか。その意味で、早期の改修というのは、寄附の集まり方にもよい影響を与えるところです。

また、全国に応援者が増え、来園者増にもつながるのではと期待しています。

一方で、獣舎改修となると、かなりの資金が必要になると思います。

そこで質問です。

今回のクラウドファンディングの目標金額と実施スケジュールについて伺います。

●白水円山動物園長 今回のクラウドファンディングの目標金額と実施スケジュールについて、お答えいたします。

獣舎改修費は1,200万円を見込んでおりまして、その他、事務手数料を含め、目標金額は1,500万円に設定いたします。

実施スケジュールについては、現在、募集サイトなどの準備を進めており、4月から7月までの90日間、寄附を募る予定としております。

改修工事につきましては、寄附の集まり状況にもよりますが、秋から冬にかけて行い、レッサー

パンダの展示については、動物の状態を見つつ、来春をめどに開始したいと考えております。

●森 基誉則委員 目標金額は1,500万円で、来年度中の改修を終え、動物福祉の向上と観覧環境の充実を図るということでしたけれども、円山動物園の入園者数、子象が誕生した2023年以降、減少傾向と聞いています。このたびのクラウドファンディングによる施設整備により、動物福祉の向上が図られることで、来園者数が増え、動物園の教育的役割も果たしていけるものと期待します。あわせてですけども、電子チケットやデジタルマップの導入という話も聞いております。これは増加するインバウンドへの対応としても大変効果的だと考えます。今後としては、このような円山動物園の取組を積極的に内外に発信し、来園者増や寄附の確保にもつなげていただくことを要望して質問を終わります。

●丸山秀樹委員 本日、最後の質疑者となります。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、円山動物園のDX化の推進について、質問をさせていただきます。

2月13日、定例市長記者会見におきまして、円山動物園における電子チケットとデジタルマップの導入について、市長のほうから説明がございまして、3月2日から利用が開始されていると伺っております。

この電子チケットは、他の動物園や観光施設でも導入が進んでおり、来園前にチケットを購入できることから、混雑時でもスムーズに入園ができるなど、利用者の利便性が向上するものと期待をしているところであります。

また、デジタルマップについては、手持ちのスマートフォンなどでマップを見て、自分のいる場所と見たい動物や行きたいレストランなどを検索できるようになるということで、広い園内をスムーズに移動できる取組だと思っております。それぞれ多言語対応も充実しており、増加するインバウンド旅行者も安心して来園できる取組と評価を

しますが、一方で、こうしたDX化の推進は、スマートフォン操作に不慣れな方が取り残されてしまうのではないかと懸念も感じるところであります。

そこで質問ですが、スマートフォン操作が苦手な来園者に対して、どのような配慮を行っていくのか伺いをしたいと思います。

●白水円山動物園長 スマートフォン操作が苦手な来園者への配慮についてのお問合せでした。

3月2日の運用開始から本日で5日目を迎えますが、システムは安定して稼働しており、インバウンドも含めた来園者全体の利便性向上につながっているものと認識しております。

一方で、円山動物園は、先生のおっしゃるとおり、幅広い年代の方々が来園する施設であり、スマートフォン操作が苦手な来園者への配慮も重要と考えております。このため、引き続き紙のマップを用意するとともに、従来の対面によるチケット販売も維持し、全ての来園者にご不便をおかけしないように対応してまいりたいと考えております。

●丸山秀樹委員 利便性の向上とスマートフォンの操作が苦手な来園者への配慮は両立させていくということで、安心をしたところであります。

DXということで、少し難しく感じる方がいらっしゃるかもしれませんが、例えば、デジタルマップですと、これまで広い園内で紙の地図を広げて、お目当ての動物はどこかと探す時間がありましたが、これからはスマホですぐ見つかることとなります。この探す時間が減る分、移動も効率的となり、好きな動物をじっくり見る時間が増え、小さなお子さん連れのご家族などにとってもうれしい変化につながるものではないかと想像をするところです。

また、このような来園者の利便性の向上のみならず、DX化は、様々な効果や活用余地があるのではないかと思うところでもあります。

そこで質問ですが、このたびのDX化の効果と

今後の活用について、現時点でどのようなお考えなのかをお伺いいたします。

●白水円山動物園長 DX化の効果と今後の活用についてお答えいたします。

今回のDX化の効果といたしましては、来園者の利便性の向上に加え、紙資源の削減による環境への配慮であったり、紙ごみの獣舎への混入防止といった効果がございます。

また、デジタルマップでは、動物種ごとの解説をご覧いただけるほか、ガイドや教育イベントのスケジュールを随時確認できるなど、従来に比べ情報量が増えることから、環境教育の充実につながるものと考えております。加えて、電子チケットの導入により、購入者の国籍、性別、年代といったデータが把握可能になることから、各属性に応じた効果的な広報や誘客プロモーションに活用できる余地があると期待しております。そのためにも多くの方に電子チケットをご利用いただく必要があることから、公式ホームページ等での広報を通じて、利用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

●丸山秀樹委員 最後に、要望を申し上げたいと思います。

DX化の推進によりまして、来園者の利便性の向上はもとより、環境の配慮や、また、情報発信力の強化、さらには、データを活用した質の高い運営とつながっていくことに大いに期待をするところであります。電子チケットやデジタルマップの導入は、単なる仕組みの変更だけではなく、来園者一人一人の体験価値を高める取組でもあり、動物と向き合う時間をより豊かにするものであると感じます。

また、来園者データの分析活用が進めば、展示やイベントの企画、SNSなども含めた広報戦略、さらにはインバウンド誘客の強化にもつながり、円山動物園の魅力を国内外へ発信していく大きな力になるものと期待されます。

一方で、DXの推進に当たっては、デジタルに

不慣れな方々にも安心して楽しんでいただける環境を維持しながら丁寧に運用を重ねていただくことは、先ほど申し上げたとおりです。

については、円山動物園が利便性と温かさの両立した動物園であり続けることに期待をさせていただくとともに、まずは、この春の繁忙期に向け、この新たな仕組みの導入と現場のきめ細やかな対応により、来園者にとって満足度が高くなることを期待し、私の質問を終わります。

●かんの太一委員長 以上で、第6項 公園緑化費中関係分等の質疑を終了いたします。

以上で、本日の質疑を終了いたします。

次回の委員会ですが、3月10日火曜日午前10時から、まちづくり政策局関係の質疑を行いますので、定刻までにご参集ください。

本日は、これをもちまして散会いたします。

散 会 午後4時38分